

貝塚市緑の基本計画

平成12年8月

貝塚市

ごあいさつ

本市は、近木川や二色の浜に代表される水辺や緑濃い葛城山一帯の山地、市街地を取り囲む丘陵の樹林地など、豊かな自然に包まれています。

しかし、近年の都市化の進行などにより、田・畑や山林といった自然的土地利用が減少しており、生活環境の悪化が危惧されています。このような状況の中で、豊かさを実感できる市民生活を実現していくためには、緑豊かで美しい環境と景観を形成していくことが是非とも必要です。

本市では、これまでに、自然環境や地域性に配慮した特色ある公園づくりを進めるとともに、緑化推進、花いっぱい運動などを展開し、緑豊かなまちづくりを進めてきました。

今後もより発展的に緑豊かなまちづくりを進めるため、緑の保全や創出、緑化の推進、良質な景観の形成など、貝塚市として望ましい将来の緑のあるべき姿や目標を定めた「貝塚市緑の基本計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、市民・行政が力を合わせて、うるおいと魅力あふれるまちづくりを進めていきたいと考えております。

平成12年8月

貝塚市長 吉道 勇

目 次

1. 計画策定の概要	
1-1 緑の基本計画策定の背景と目的	1
1-2 緑の基本計画の概要	2
1-3 計画対象区域	3
1-4 計画期間	3
2. 貝塚市の概況	
2-1 位置	4
2-2 気象	4
2-3 人口・面積	5
2-4 土地利用現況	7
3. 緑の現況解析と課題	
3-1 緑の現況調査	8
3-2 土地自然特性調査	11
3-3 緑地の現況解析	15
3-4 緑の課題	26
4. 計画の基本方針	
4-1 計画の基本理念	31
4-2 計画の基本方針	32
4-3 施策の体系	37
4-4 計画のフレーム設定	38
4-5 計画の目標水準の設定	40

5.	緑地の配置方針	
5-1	4系統の緑地の配置方針	42
5-2	総合的な緑地の配置計画	46
6.	緑地の保全及び緑化の推進のための方針	
6-1	施設緑地の整備目標及び整備方針	49
6-2	地域制緑地の指定目標及び指定計画	54
6-3	都市緑化の目標及び推進方針	55
7.	計画推進のための具体的施策	
7-1	自然と歴史を伝える緑をまもる施策	59
7-2	まちに緑の拠点をつくる施策	64
7-3	身近な緑をふやす施策	66
7-4	緑を育てる施策	70
8.	緑化重点地区計画	
8-1	緑化重点地区の設定	72
8-2	地区の現況と課題	73
8-3	地区緑化の基本方針	74
8-4	地区の緑化手法	79

1. 計画策定の概要

1-1 緑の基本計画策定の背景と目的

近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する市民ニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、中長期的な一定の目標のもとに、系統的な緑地の配置計画に従って緑地の保全・創出を図ることが必要である。

また、緑地の保全・創出を図るうえでは、市民と一体となって体系的、総合的に施策を展開することが重要であり、市民が実行できうる計画の必要性が高まってきた。

このような緑に対する社会的な動向が活発化したことから、ゆとりとうるおいのある生活を送るうえにおいて「緑」は大切な役割を果たしているとの基本認識に基づき、建設省では平成6年度において「緑の政策大綱」を策定し、緑の保全、創出、活用を総合的かつ計画的に実施することにより緑豊かな国土形成を進めることとしている。

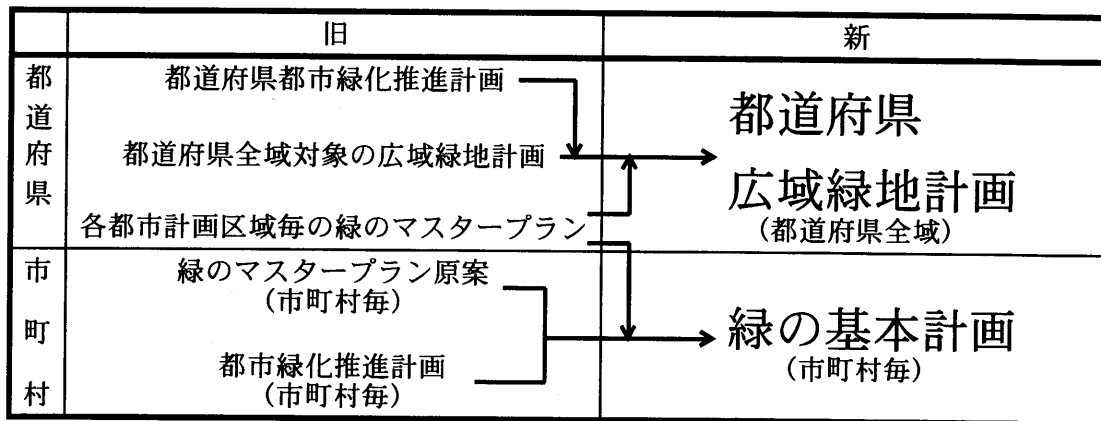
これを受けて、平成6年6月には、都市緑地保全法の一部改正により、市町村が策定主体となる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」が創設された。緑地の保全及び緑化の推進に関する計画としては、従来から「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」があったが、これらの計画を統合し、市町村が主体となった都市の緑の保全と創出に関わる施策をより計画的に推進できる仕組みとしている。

上記の背景を踏まえ、緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を図るため、貝塚市の緑のオープンスペースを計画的かつ効果的に整備、保全及び緑化することを目的として、基礎資料を基に現況調査を行い、解析・評価と課題の整理をし、緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を図るための、基本計画を策定するものである。

1-2 緑の基本計画の概要

「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法第2条の2に規定されている「市町村（特別区を含む）の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を意味する。従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画が統合化され、住民に最も身近な市町村が地域の実情を勘案し、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースの総合計画が「緑の基本計画」である。

表 1-2-1 緑の基本計画創設の概要



なお、本計画では、“緑”として以下のものを取り扱うこととする。

- ・都市公園等の施設や法的に担保されている地域
- ・人為的に住宅や工場、道路等に樹木などが植栽された区域
- ・海・河川やため池、農地、広場等のオープンスペース

また、本計画については、都市計画法第7条第4項の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針」とも整合のとれた内容とする必要があるとともに、都市計画法第18条の2第1項の市町村が定める都市計画に関する基本方針に整合し、都市計画としての整合が保たれることが必要である。

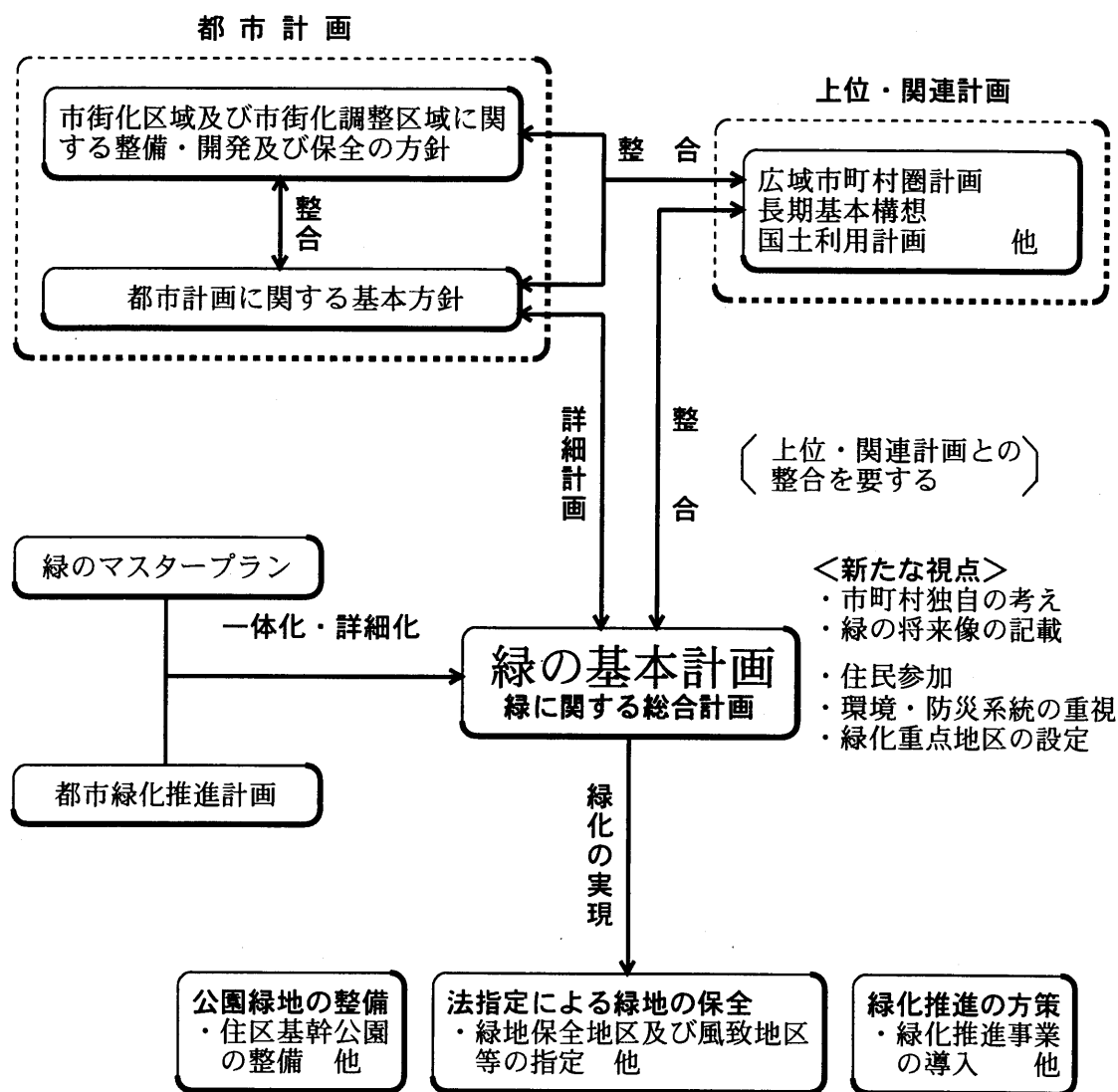


図 1-2-1 緑の基本計画の位置づけ

1-3 計画対象区域

貝塚市都市計画区域全域を対象としている。

1-4 計画期間

この計画は、平成 37 年（2025 年）を目標年次として計画を策定する。

平成 17 年（2005 年）を中間目標年次として定め、中間的な計画目標とする。

2. 貝塚市の概況

2-1 位置

本市は大阪府南部に位置する都市で、北西は大阪湾に面し、南部は葛城山脈に連なっている。中世から寺内町として栄え、近代においては繊維工業の街として発展してきた。最近では、隣接する泉佐野市沖合に建設された関西国際空港の開港を契機とした新しいまちづくりも進めている。

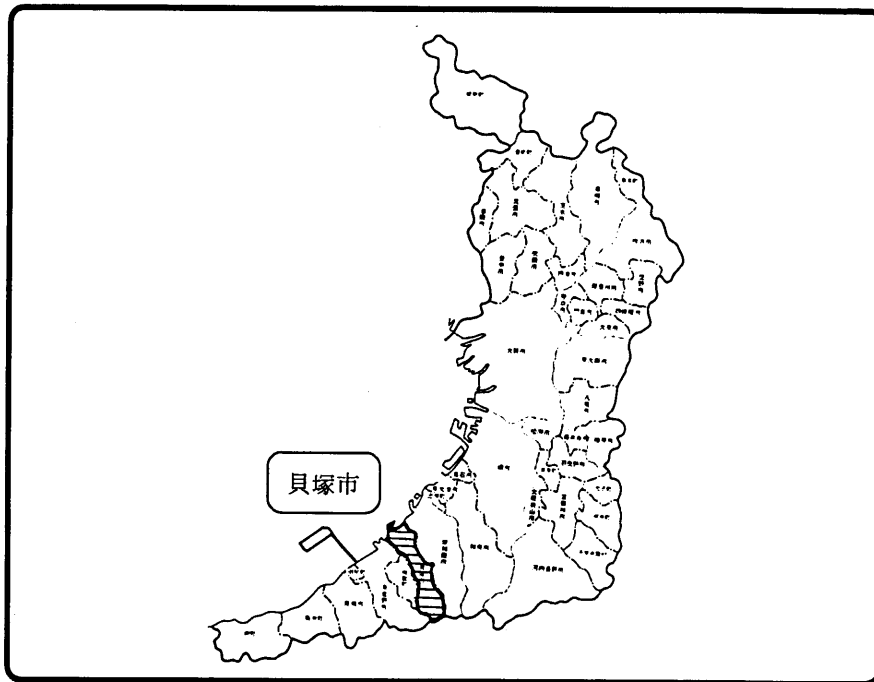


図 2-1-1 貝塚市の位置

2-2 気象

本市の気象は、年間平均で 16 ~ 17℃ 前後と比較的温暖で、年間降水量は年度により増減はあるものの 1,300 ~ 1,600mm 程度となっており、気候的には温暖乾燥型の瀬戸内式気候となっている。

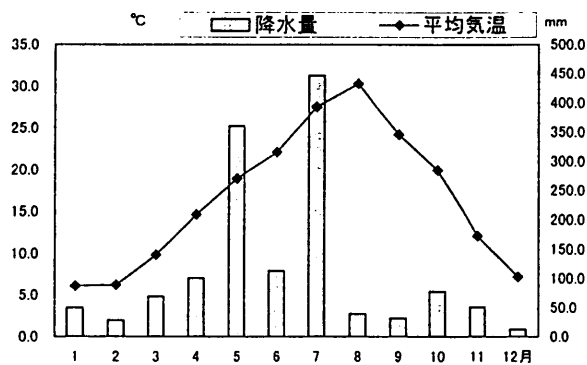
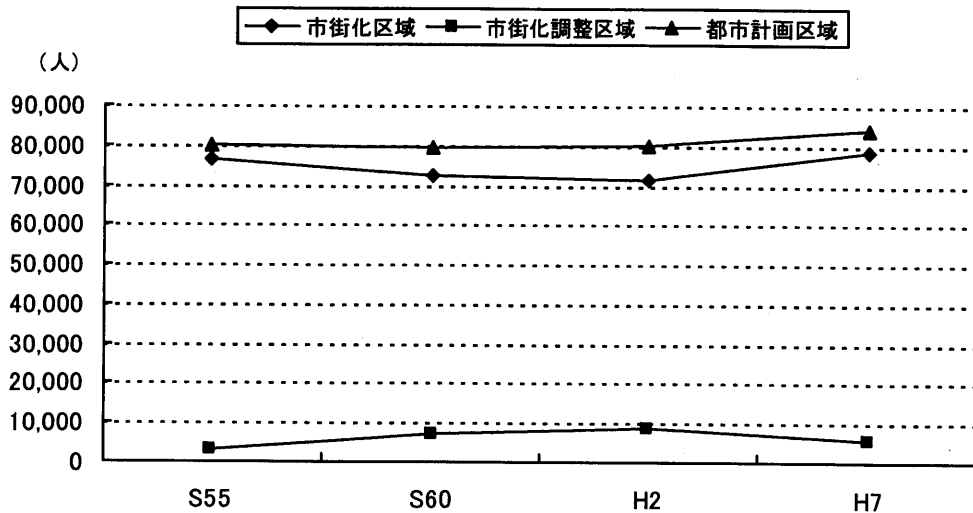


図 2-2-1 月別気温と降水量の変化

2-3 人口・面積

本市の人口は、平成12年7月現在88,000人となっており、近年微増傾向が続いている。

人口集中地区は、都市計画区域の30.0%、市街化区域の83.3%（平成7年）を占めており、近年、二色の浜埋立地、水間鉄道沿線の鳥羽、森地区などが新たに人口集中地区となっている。



資料：国勢調査

図 2-3-1 人口推移

表 2-3-1 区域別面積 (単位：ha、%)

	昭和45年	昭和51年	昭和62年	平成5年	平成8年
都市計画区域	4,060	4,075	4,294	4,397	4,397
市街化区域 (都市計画区域に対する割合)	1,099 (27.1)	1,314 (32.2)	1,542 (35.9)	1,585 (36.0)	1,662 (37.8)
市街化調整区域 (都市計画区域に対する割合)	2,961 (72.9)	2,761 (67.8)	2,752 (64.1)	2,812 (64.0)	2,735 (62.2)

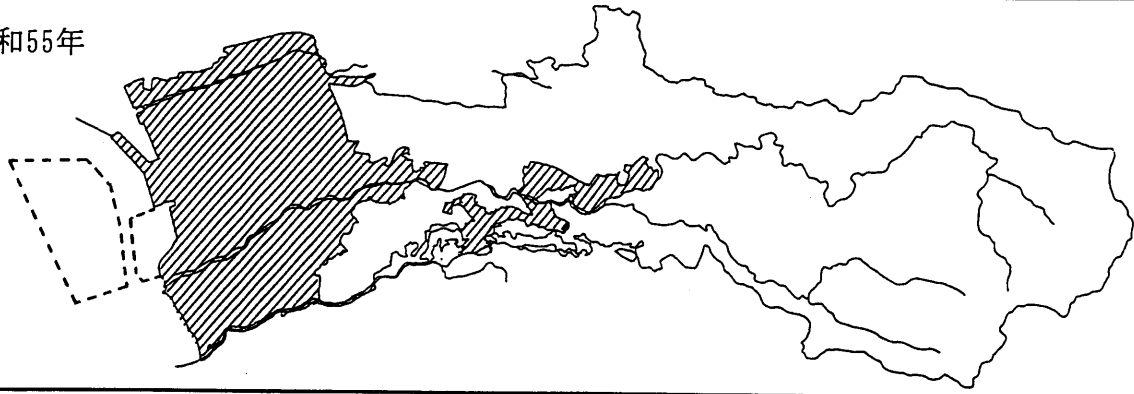
資料：都市計画基礎調査

表 2-3-2 市街地の進展状況

	人口集中地区		都計区域に対する比率	市街化区域に対する比率
	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	面積 [△] -入 (%)	面積 [△] -入 (%)
昭和55年	1,160	58.3	28.5	88.3
昭和60年	1,170	53.4	28.7	89.0
平成2年	1,230	56.8	28.6	79.8
平成7年	1,320	59.3	30.0	83.3

資料：大阪府統計年鑑

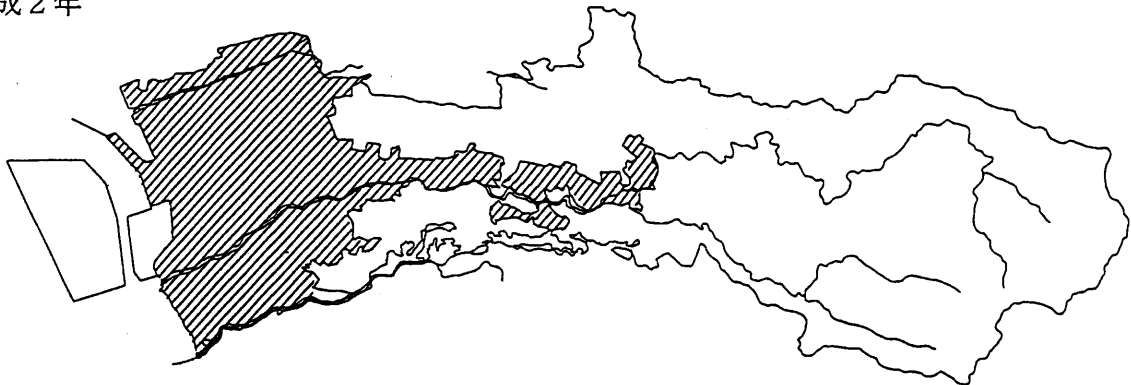
昭和55年



昭和60年



平成2年



平成7年



※斜線部がD I D

資料；大阪府統計年鑑

図 2-3-2 DID 変遷図

※D I D：人口集中地域（国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1 km²当たり約4,000人以上）が隣接し、連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域）

2-4 土地利用現況

市域の約半分が葛城山に連なる丘陵地・山地により形成される本市は、約 2,000ha (44.5%) が山林となっている。

市街地については、概ね一般市街地と集落地の住居系市街地が大半を占めているが、工業系の土地利用も 254ha と比較的多くなっている。

また、約 700ha が今日でも農地として利用されている。

表 2-4-1 土地利用現況量

区分		年次	平成 6 年	
			面積 (ha)	面積比 (%)
市街地	一般市街地		423.3	9.6
	集落地		356.8	8.1
	商業業務地		78.1	1.8
	官公署		55.7	1.3
	工場地		254.5	5.8
普通緑地	公園・緑地		41.5	0.9
	運動場・遊園地		26.2	0.6
	学校		41.1	0.9
	社寺敷地・公開庭園		5.4	0.1
	墓地		19.7	0.4
農地	田		376.0	8.6
	休耕地		0	—
	畑		308.5	7.0
山林			1,954.7	44.5
原野・牧野			38.0	0.9
水面			122.3	2.8
低湿地・荒蕪地			20.5	0.5
公共施設			21.8	0.5
道路・鉄軌道敷			71.4	1.6
その他空地			179.2	4.1
合計			4,394.7	100.0

資料：都市計画基礎調査

3. 緑の現況解析と課題

3-1 緑の現況調査

本市における緑の構成は、クヌギ・コナラ等の二次林が約 1,300ha と最も多く、ついで水田が約 460ha、スギ・ヒノキ等の人工林が約 430ha 有り、合計で約 2,600ha となっている。緑被率は約 60 %で、市域の半分以上が緑におおわれているのが現状である。

なお、市街化区域と市街化調整区域の緑の現況は以下のようになる。

①市街化区域内の緑の現況

市街化区域内の緑は、水田 (201ha)、畑 (32ha)、果樹園 (30ha) の農地、水面 (52ha) による緑が多く、市街地内の緑の約 86 %を占めている。施設内の植栽地は、都市公園、公共公益施設、民有地ともに約 10ha の面積となっている。

市街化区域全体の緑被率は 22 %である。

②市街化調整区域の緑の現況

山地及び丘陵地が大部分を占める市街化調整区域では、二次林 (1,284 ha)、人工林 (426ha) が最も多く、これらで調整区域の約 60 %を構成している。

次いで、水田 (258ha)、果樹園 (132ha) 等の農地の緑が多く、これに畑 (16ha) を合計すると、調整区域内の約 15 %を占めることになる。

調整区域全体の緑被率は 83 %である。

表 3-1-1 緑の現況量

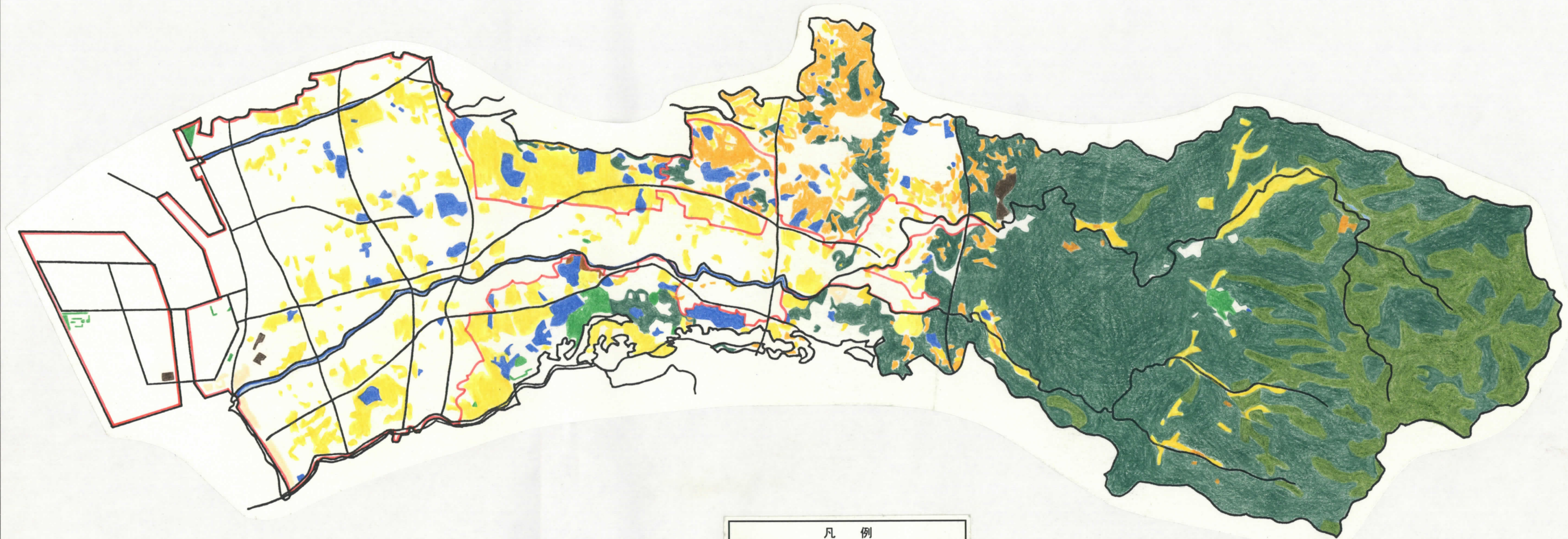
単位:ha

区 分	市街化区域 ①	市 街 化 調 整 区 域 ②	都市計画区域 ①+②=③
自 然 林	—	4.95	4.95
スギ・ヒノキ等の人工林	—	426.25	426.25
クヌギ・コナラ等の二次林	12.55	1,284.16	1,296.71
竹 林	1.26	19.15	20.41
ススキ・ササ等の草地	—	0.77	0.77
水 田	200.70	257.68	458.38
畑	31.81	16.06	47.87
果 樹 園	29.72	131.77	161.49
裸 地	—	0.53	0.53
水 面	51.71	88.90	140.61
水 辺	6.65	6.04	12.69
都市公園の植栽地	10.28	4.80	15.08
公共公益施設の植栽地	12.02	20.84	32.86
民有地の植栽地	10.30	8.28	18.58
合 計 (ha)	367.00	2,270.18	2,637.18
緑 被 率 (%)	22.08	83.00	59.98

注) 面積は図上計測による

資料：航空写真 (平成9年2月撮影)
現存植生図 (環境庁)

緑の現況図



凡 例	
	スギ・ヒノキ等の人工林
	クヌギ・コナラ等の二次林
	竹林
	ススキ・ササ等の草地
	水田・畑
	果樹園
	水面
	水辺
	都市公園の植栽地
	公共公益施設の植栽地
	民有地の植栽地

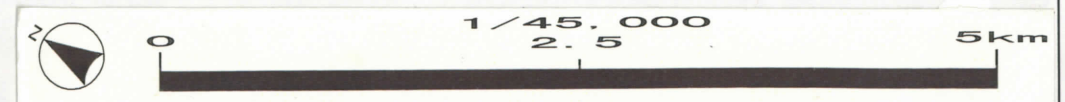


図 3-1-1 緑の現況図

3-2 土地自然特性調査

本市において、自然環境保全の視点から重要ととらえられる地形、地物、緑地の整理を行った。

①良好な植物群落

葛城山山頂部のブナの原生林は、約 8ha（岸和田市域を含む）とまとまった規模が残る大阪府では唯一ともいえる自然林である。ブナは中部地方以北の標高 1,000m 程度の山に広く分布するが、西日本の太平洋側には少なく、葛城山のブナ林は、標高が低くかつ位置的にも南限に近い、という理由で大正 12 年に国天然記念物として指定された。

②良好な野生動物生息地

葛城山の山麓部は、深い山林と谷を流れる清流が残る良好な野生動物生息地である。イノシシ、タヌキといった大型ほ乳類もみられ、山地性の鳥類、清流域には、トビケラ類、カゲロウ類、ヘビトンボなどの水生昆虫の幼虫が生息し、また鳥類では水中に潜るカワガラスもみられる。

名越地区の千石堀城址は、草地、樹林地、ため池が一体となって残り、草原性のトンボ、チョウ、直翅類などが生息している。

近木川中流の福永橋付近には、コサギ、ゴイサギ、アオサギの繁殖地がある。

近木川河口部は、一部に干潟環境が残り、アシ原等もあることから甲殻類、水鳥の生息がみられる。

③良好な水辺地・湧水地

近木川上流の畑地区には鉱泉が湧き出ており、奥水間温泉、「そぶら・貝塚ほの字の里」として湯治客を迎えている。

また、二色の浜海水浴場がある近木川河口も良好な水辺地としてあげられる。

④良好な地形・地質を有する地

三ヶ山地区に溶岩侵食地形がみられ、山地部の秋山川付近には不整合があり、地質学研修の場となっている。

また、近木川河口は、大阪府内でも数少ない自然海岸を有している。

⑤伝統的・歴史的風土を代表する緑

古来、仏教文化の影響を強くうけながら発展してきた本市には、緑豊かな神社や寺院が幾つかみられる。中でも南近義神社のアラカシ、サカキ林

は相当規模のまとまった社寺林であり、市街地内の貴重な自然といえる。

社寺林の他には、文化財の指定を受けている「丸山古墳」と熊野街道沿いの「半田の一里塚」、府天然記念物「行姿邸のムクの木」なども貝塚の歴史的風土を代表する緑として、あげることができる。

⑥文化的意義を有する緑

ここでは、祭り、イベント、レクリエーションの場となる緑を抽出する。

寺内町の感田神社は、貝塚宮祭りの中心となる神社であり、境内にはクスノキ等の樹木が植えられ、住民に親しまれている。

二色の浜は大阪の代表的な海水浴場であり、周囲は公園として整備され、貝殻をかたどったイベント広場であるシェルシアターも設置され、市の新しい名所となっている。このシェルシアターのある市民の森と津田川は、海浜緑道という散策路で結ばれている。

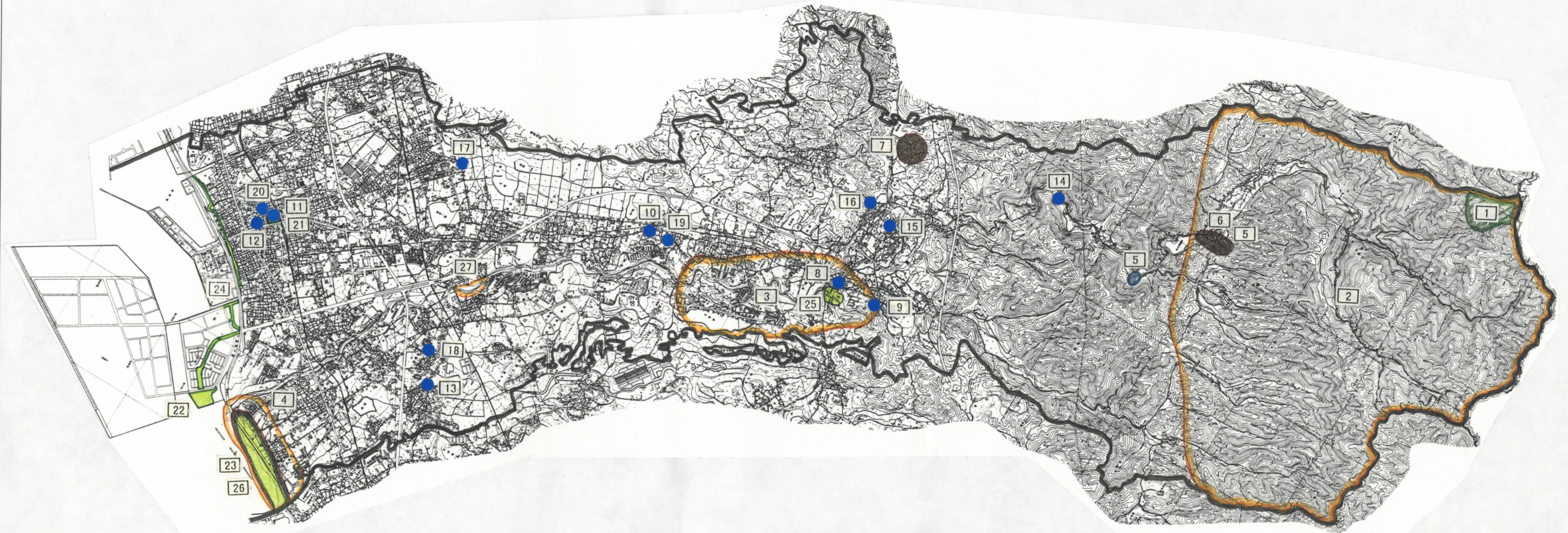
水間公園は、水間寺の丘を利用した公園で5.4haの規模をもち、コジイ、アラカシ林及び落葉樹で覆われた緑豊かな広場である。春には桜の名所として賑わう。


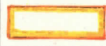




参考資料：第1～3回自然環境保全基礎調査(環境庁)
貝塚市の植物(貝塚市:昭和57年)
貝塚歴史散歩(貝塚市:平成9年)

表 3-2-1 土地自然特性調書

図面番号	区分	主な内容	
1	良好な植物群落	ブナ林(葛城山)	
2	良好な野生動物生息地	葛城山山麓部	
3		三ツ松	
4		近木川河口部付近及び二色の浜公園周辺	
5	良好な湧水地	奥水間温泉、「そぶら・貝塚ほの字の里」	
6	良好な地形・地質を有する地	不整合	
7		溶岩浸食地形	
8	伝統的・歴史的風土を代表する緑	水間寺	
9		遍照寺(馬場)	
10		森稲荷神社	
11		感田神社(中)	
12		願泉寺(中)	
13		南近義神社	
14		道陸神社(木積)	
15		孝恩寺	
16		西葛城神社(木積)	
17		半田の一里塚	
18		丸山古墳	
19		行姿邸のムクの木	
20		尊光寺のカイツカイブキ	
21		感田神社(中)	
22		市民の森	
23		文化的意義を有する緑、水辺	二色の浜海水浴場
24			海浜緑道
25	水間公園		
26	良好な地形・地質を有する地	二色の浜海水浴場	
27	良好な野生動物生息地	近木川中流の河畔林	

土地自然特性図



凡例	
	良好な植物群落
	良好な野生動物生息地
	良好な水辺地・湧水地
	良好な地形・地質を有する地
	伝統的・歴史的風土を代表する緑
	文化的意義を有する緑、水辺

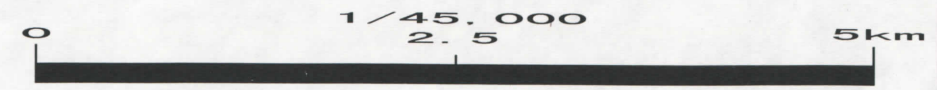


図 3-2-1 土地自然特性図

3-3 緑地の現況解析

ここでは、緑とオープンスペースを制度上の分類（図 3-2-1 参照）に従って区分し、整理を行った。

(1) 緑地の現況

施設緑地は全体で 83.34ha、うち 54 %が市街化区域内に立地している。内分けをみると都市公園が 41.11ha と最も多く、次に公共施設緑地が 36.59 ha となっている。

公共施設緑地は公園機能をもつ施設として、児童遊園、運動施設、レクリエーション施設などが含まれている。本市の特徴として、青少年運動広場、大阪府立少年自然の家といった公営の大規模な施設があり、都市公園の役割を補っている。

地域制緑地は、市街化区域内で 167.89ha、区域の約 10 %、市街化調整区域は約 80 %が法により指定を受けている。

市街化区域内では、生産緑地地区が 87.83ha と約 50 %を占め、風致地区の一部、河川区域、文化財が指定されている。

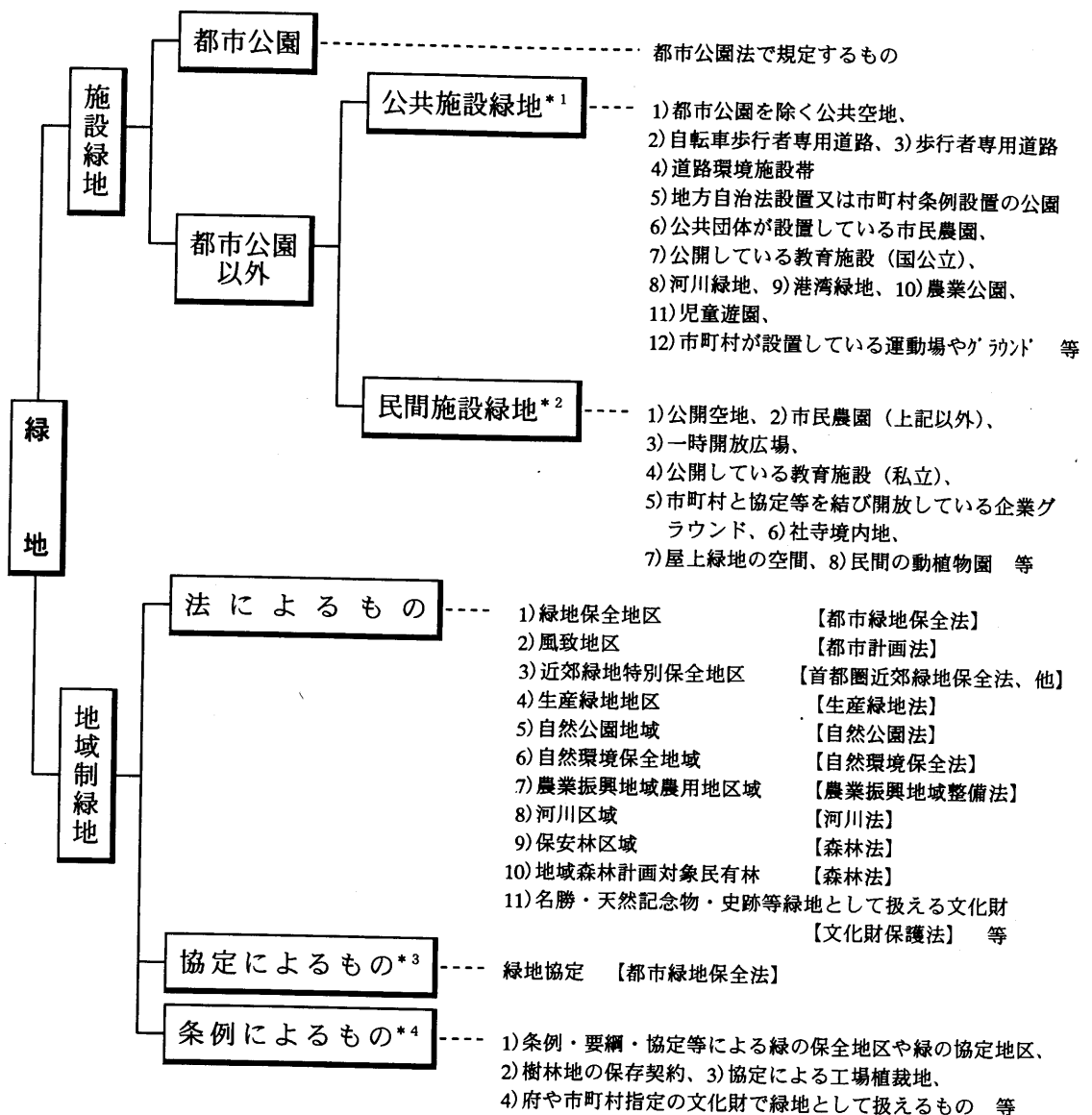
調整区域では、近郊緑地保全地区、農振農用地区域、地域森林計画対象民有林、風致地区などの指定がなされている。

表 3-3-1 緑地現況量

(単位：ha)

区 分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (3)=(1)+(2)	
施設 緑地	都 市 公 園	31.81	9.30	41.11	
	公 共 施 設 緑 地	10.88	25.71	36.59	
	民 間 施 設 緑 地	2.64	3.00	5.64	
	施 設 緑 地 間 の 重 複	0.00	0.00	0.00	
	小 計	45.33	38.01	83.34	
地域 制 緑地	法による もの	風 致 地 区	54.00	262.00	316.00
		近郊緑地保全地区	—	1,762.00	1,762.00
		生 産 緑 地 地 区	87.83	—	87.83
		その他法によるもの	24.72	2,843.32	2,868.04
	緑地協定によるもの	—	—	—	
	条例等によるもの	1.34	0.03	1.37	
	小 計	167.89	4,867.35	5,035.24	
	地域制緑地間の重複	—	2,591.78	2,591.78	
合 計	167.89	2,275.57	2,443.46		
施設・地域制緑地間の重複		0.30	26.60	26.90	
総 計		212.92	2,286.98	2,499.90	

資料：市各種統計資料



注) *1 「公共施設緑地」とは、都市公園以外の公有地、又は公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

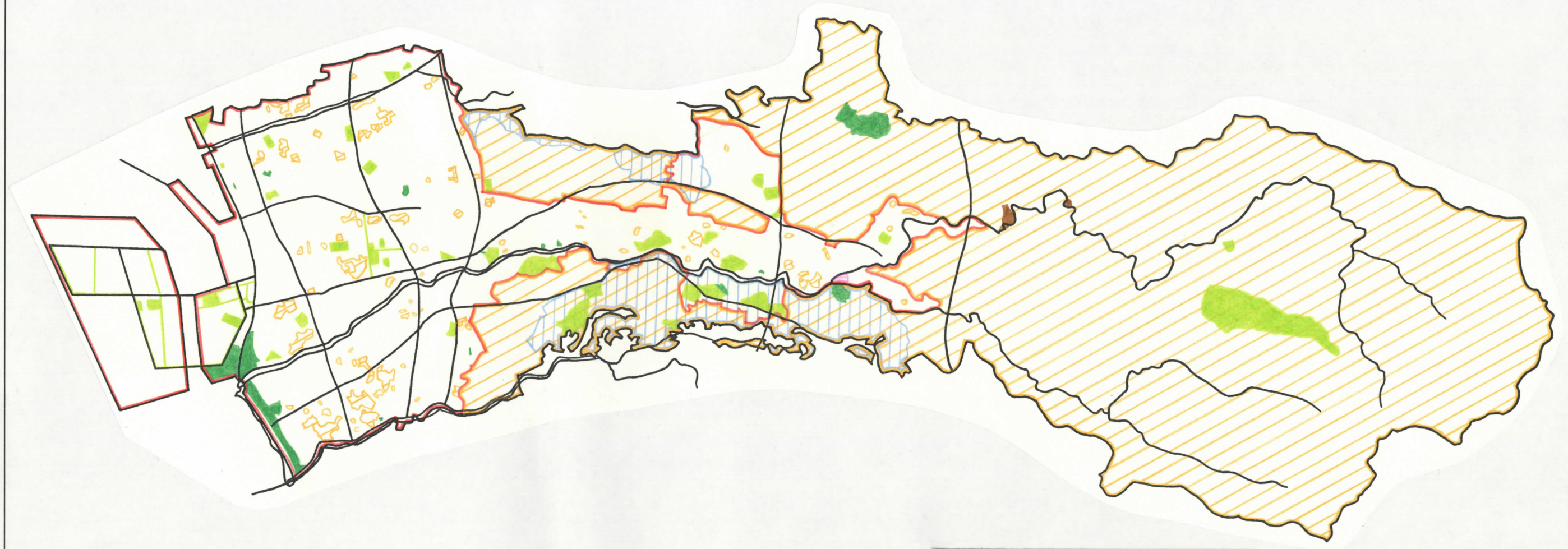
*2 「民間施設緑地」とは、民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設。
 具体的には、以下の事項を踏まえ、実際に位置づける場合は実状に合わせて適宜判断する。
 ・公開しているもの。
 ・500㎡以上の一団となった土地で、建ぺい率が概ね20%以下であるもの。
 ・永続性の高いもの。







*3 緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を対象とする。

*4 条例等の摘要を受け、永続性の高いものを対象とする。なお、緑地として面積算定する場合には植栽地等を対象にする。

資料：緑の基本計画ハンドブック改訂版

緑地現況図



凡 例	
	施設緑地 都市公園
	公共施設緑地
	民間施設緑地
	地域制緑地 法によるもの 風致地区
	その他法によるもの
	条例等によるもの

注) その他法によるものには、近郊緑地保全区域、生産緑地地区、河川区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、国定公園区域を含む

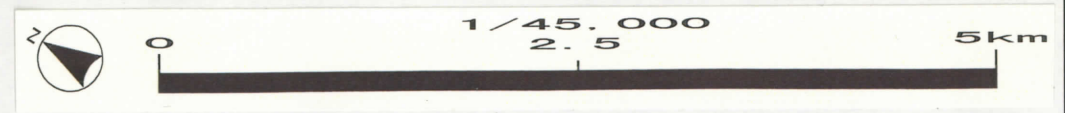


図 3-3-1 緑地現況図

(2) 都市公園の状況

本市の都市公園の面積は 41.11ha で、人口 1 人あたりでは 4.89 m²/人となり、全国平均値を下回る状況となっている。

内分けをみると、広域公園である二色の浜公園 1 箇所 で 26.3ha と 64 % を占め、その他の都市基幹公園（未整備）及び住区基幹公園は 27 % となっており、基幹公園の整備水準は低い状況にある。

表 3-3-2 都市公園整備状況

公園種別		都市計画区域		市街化区域		1人あたりの面積 本市 (m ² /人)	1人あたりの面積 全国 (m ² /人)
		開設箇所数	開設面積 (ha)	開設箇所数	開設面積 (ha)		
住区基幹公園	街区公園	10	2.31	10	2.31	0.28	0.87
	近隣公園	2	3.20	2	3.20	0.38	0.65
	地区公園	1	5.40	—	—	0.64	0.50
都市基幹公園	総合公園	—	—	—	—	—	1.51
	運動公園	—	—	—	—	—	0.80
特殊公園	風致公園	—	—	—	—	—	0.65
	動植物公園	—	—	—	—	—	0.07
	歴史公園	—	—	—	—	—	0.10
	墓園	1	3.90	—	—	0.46	0.22
	その他公園	—	—	—	—	—	—
広場公園		—	—	—	—	—	—
大規模公園	広域公園	1	26.30	1	26.30	3.13	0.73
	レクリエーション公園	—	—	—	—	—	0.03
緩衝緑地		—	—	—	—	—	0.12
都市緑地		—	—	—	—	—	0.64
緑道		—	—	—	—	—	0.05
都市林		—	—	—	—	—	—
国営公園		—	—	—	—	—	0.12
合 計		15	41.11	13	31.81	4.89	7.05

※全国値については、平成 7 年度末のものである（資料：公園緑地第 58 巻）

現況値は、平成 10 年 3 月末日現在のものである（市資料）

1 人あたりの面積については、平成 7 年都市計画区域内人口を用いて算出している。

(3) 住区基幹公園の誘致圏

住民にもっとも身近な公園となる住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）については、各々誘致圏が想定されている。

（河川、鉄道を考慮し、作成した住区基幹公園の誘致圏図を図 3-3-2 に示す。）

誘致圏図から判断すると、現状では市域の限られた箇所では公園サービスを受けられない状況にある。市街地が带状に進展し、その中央を近木川、水間鉄道が横断するという誘致圏の確保に不利な条件はあるが、整備量、圏域ともサービス不足が生じている。

(4) 公共公益施設の緑化状況

公共公益施設の緑化状況は、緑化率でみると都市公園の 35.2 % を最高に、供給処理施設 24.0 %、その他の公園 22.4 % と比較的緑化の進んだ施設となっている。

教育・文化施設、社会福祉・医療施設、公営住宅は、個別にみると緑化率が 20 % をこえる施設もあるが、全体としては 10 ~ 15 % の緑化状況となっている。

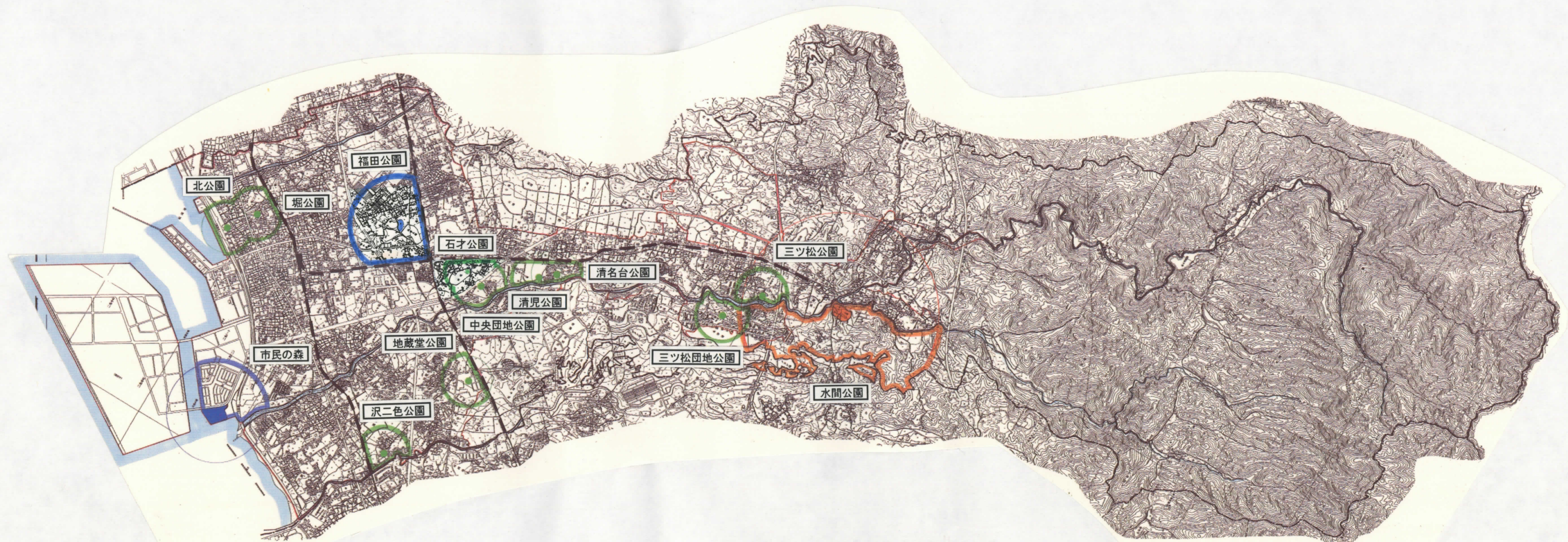
道路緑化は、二色の浜地区に多くの緑化路線がみられ、全体では約 6 km の緑化延長となっている。

表 3-3-3 公共公益施設の緑化状況

区 分	箇所数	敷地面積 (ha) 又は 延長 (km)	緑化面積 (ha) 又は 緑化延長 (km)	緑化率 (%)	備 考
都市公園	15箇所	41.11	15.08	35.2	
その他の公園	97箇所	6.13	2.63	22.4	
道路	—	221.30	6.15	2.8	単位:km
供給処理施設	10箇所	9.68	2.53	24.0	
教育文化施設	51箇所	64.69	20.71	15.3	
社会福祉・医療施設	14箇所	11.21	1.96	13.3	
公営住宅	36箇所	56.95	4.46	10.3	
官公庁施設	7箇所	2.91	0.40	8.8	
その他施設	2箇所	0.81	0.19	18.0	墓地等

※数値は市資料又は航空写真判読による図上計測で算出（平成 10 年 3 月現在）

住区基幹公園誘致圏図



凡 例	
	街区公園
	近隣公園
	地区公園
	河川
	鉄道
	市街化区域

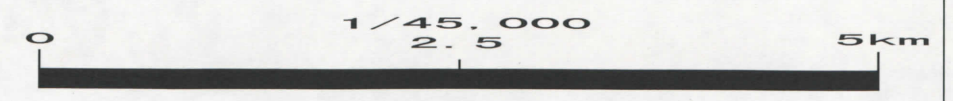


図 3-3-2 住区基幹公園の誘致圏図

(5) 民間の参加、協力等に関わる状況

民有地の緑化を推進するため、本市では生垣等設置奨励助成制度を設けて、民間の協力を得ている。これは、道路に面した生垣を設置する際に、その建設費の助成や苗の配布を行うもので、緑豊かなまちづくりに役立てている。

(6) 普及啓発活動状況

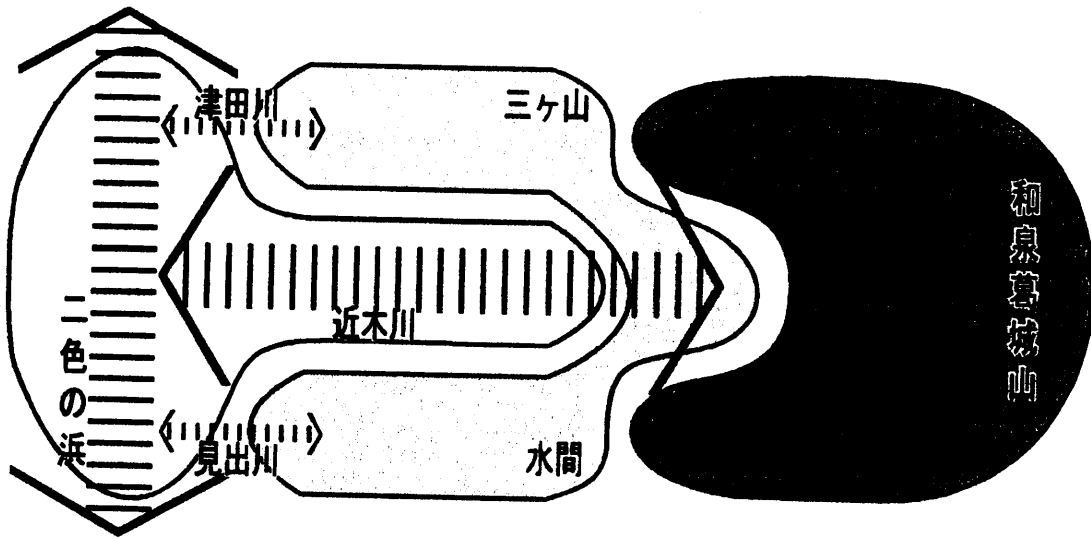
本市では、緑の普及・啓発を展開するため、各種の活動に取り組んでいる。


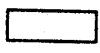
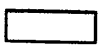

表 3-3-4 緑に関する普及・啓発活動

行事名	内容など
入学記念樹の配布	小学校入学児童に記念樹を配布
街頭配布	毎年3月に貝塚駅前、苗木、花を配布
緑化樹の無料配布	大阪府と協力して、町会・事業所などからの申し込みを受けて無料配布
生垣等設置奨励助成制度	生垣や垂直緑化を設置する市民及び事業所に対して、一定の助成をする
緑化相談	第2・4金曜日 午後1～4時 市で木の管理一切の相談を行う
貝塚市都市緑化フェア	花いっぱい運動の一環（緑化樹無料配布等）
花とみどりの園芸教室	園芸に関する講演
コスモスの定植会	市の花コスモスの植栽

(7) 都市の緑の構造

本市を構成する緑は、その地形条件と緑のまとまりから以下のように区分される。



凡 例	
	骨格を構成する山の緑
	市街地周辺の緑
	市街地部の緑
	軸となる水と緑

●骨格を構成する山の緑

葛城山山麓の緑は、和歌山県との境界の尾根を頂点として、近木川、稲谷川を谷となし、市街地際まで樹林地が連担する深い緑を構成している。蕎原、稲谷といったいくつかの集落地はみられるものの、その地形条件により区分される。

●軸を構成する水と緑

全市的レベルでの緑の軸を構成する緑。市域を横断する近木川と貝塚中央線が内陸部の緑の主軸を構成している。阪南港から二色の浜への海岸部は臨海部の主軸を成している。また、津田川、見出川は主軸を補完する支軸となる。

●市街地周辺の緑

市街地周辺に位置する三ヶ山、海岸寺山、水間、千石荘の丘陵地と清児、王子地区の田園、ため池などがこれに相当する。

●市街地の緑

都市公園や公共施設、住宅地の緑により構成される。

前述の区分を基に骨格的な緑を再整理すると、山と海の大きな軸を東西の端部にもち、これを連結する近木川、貝塚中央線が自然的、社会的な緑の主軸を構成している。

近木川は流域面積も比較的広く、市街地内においても自然護岸部、河畔林が残っており、山と海の生物生息環境をネットワークする中心軸となっている。

市街地は、主軸となる近木川、貝塚中央線を挟む形で丘陵地の緑が位置している。これらの緑によって、山地部から JR 阪和線付近まで自然環境が連続して残る構造を維持している。

JR 阪和線以西の臨海部においては、近木川の中心軸と津田川、見出川の端部の支軸を連結する緑の軸がみられない。

また、海岸軸は、近木川河口部から二色の浜、見出川河口部に至る部分は、自然環境が残る緑の骨格としての機能を維持しているが、近木川河口部以北については人工的な海岸となっている。

3-4 緑の課題

(1) 4つの機能別にみた緑地の課題

都市の緑がもつ機能を環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つの側面からみたとき、浮かび上がってくる主な課題を整理すると以下のようなになる。

表 3-4-1 機能別にみた緑地の課題

項目	課題
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・骨格、軸となる緑を構成する山地、海浜、河川、丘陵地の保全 ・貴重な植生が残る葛城山頂ブナ林の保全の強化 ・歴史的風土を代表する文化財、社寺と周辺環境の保全 ・調整区域内のすぐれた農地の保全 ・市街地内環境の負荷軽減に寄与する緑の創出 ・生物生息環境の保全と残存農地、ため池、河川等を利用したビオトープネットワークの創出 ・公園、街路樹、生垣、壁面緑化等による生活環境の改善
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・街区、近隣公園の設置による身近なレクリエーション空間の整備 ・文化的資源の活用 ・山地、河川等自然とのふれあいを楽しむことのできる公園、自然遊歩道等の整備 ・緑の拠点を結ぶ水と緑のネットワークの形成 ・市街地における公園・緑地の適正配置
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の危険が予想される地区の緑地の保全 ・幹線道路、工業地と住宅地を分離する農地の保全及び、街路樹の設置による延焼遮断帯の形成 ・避難地及び避難路となりうる幹線道路の緑化推進 ・防災拠点となる広域避難地の機能向上
景観構成	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地景観にアクセントとなる市街地内緑地の創出 ・ランドマークとなる歴史資源と一体となった緑の保全 ・市街地の背景となる斜面緑地の保全 ・河川、鉄道、幹線道路の緑化による景観軸としての強化

(2) 緑の構造区分における課題

都市を構成する緑を地形条件とそのまとまりごとに課題を整理する。

①山地部の緑

葛城山から連なる山地部は、国指定の天然記念物であるブナ林をはじめとした自然植生が見受けられ、豊かな生態系が築かれており、自然とのふれあいの場としても部分的に利用されている。

また、これらの斜面緑地は、市街地の背景として市街地内の人々が最も目にする緑であるとともに、急傾斜崩壊危険区域等の崩壊防止にも寄与するといった機能をも有している。

このため、これらの多機能な自然を後世に残していくことが重要な課題であるとともに、近年の社会動向を反映した自然資源の活用も考慮し、自然の保全と活用の領域の明確化を図っていく必要がある。

②市街地周辺の緑

市街地周辺の丘陵地及び水田等の農地、ため池は、生産環境としての場であるほかに、緑の少ない市街地において、最も身近に感じられる緑地空間である。

また、ため池等は、様々な生物の生息空間であるとともに、身近な自然とのふれあいの場としても機能している他、洪水時の調整等の役割等も担っている。

さらに、丘陵地では、災害危険地域に指定されている樹林地も見受けられる。

このため、今後もこれらの緑を保全し、市街地の安全性に寄与する他、身近なビオトープ空間となる、ため池の活用も検討していく必要がある。

なお、道路整備等が推進される場合においては、周辺的环境と調和を図っていく必要がある。

③市街地の緑

市街地においては、都市公園や児童遊園、市役所をはじめとした公共施設の空地における緑地、街路樹等の整備が行われてきた。

また、民有地においては、社寺の緑や生け垣などの緑化も見受けられるものの、市街地全体で見た場合は緑は少ない状況にある。

ただし、広域的な利用が考えられる二色の浜周辺地区は、駅や市役所周辺に比べ緑が多く見受けられ、地区によって偏りが生じている。

このため、災害時における避難地やレクリエーションの場としての機能を有する都市公園の適正配置による量及び圏域的なサービスの充実や、工

業地と住宅地を分断する幹線道路の街路樹の設置などを推進し、安全で潤いのある市街地を形成していくことが緑だけに限らず、都市づくりにおいても課題となる。

なお、二色の浜公園等の海浜部については、自然生態系が豊かな地区でもあるため、現在の環境を維持していくことが課題となる。

また、市街地内における緑は、都市居住者にとって潤いを感じる重要な要素であるため、景観形成にも配慮して街並みにアクセントとなる緑を取り入れ、生活環境の改善を図っていくことも必要である。

④軸となる水と緑

軸となる水と緑としては、主軸となる近木川及び海岸線、支軸となる津田川、見出川があげられる。

近木川は、市街地中央部を流れ海と山を結ぶ河川であり、良好な樹林地を有し、生物の生息空間となっている他、市民の憩いの場としても機能している。

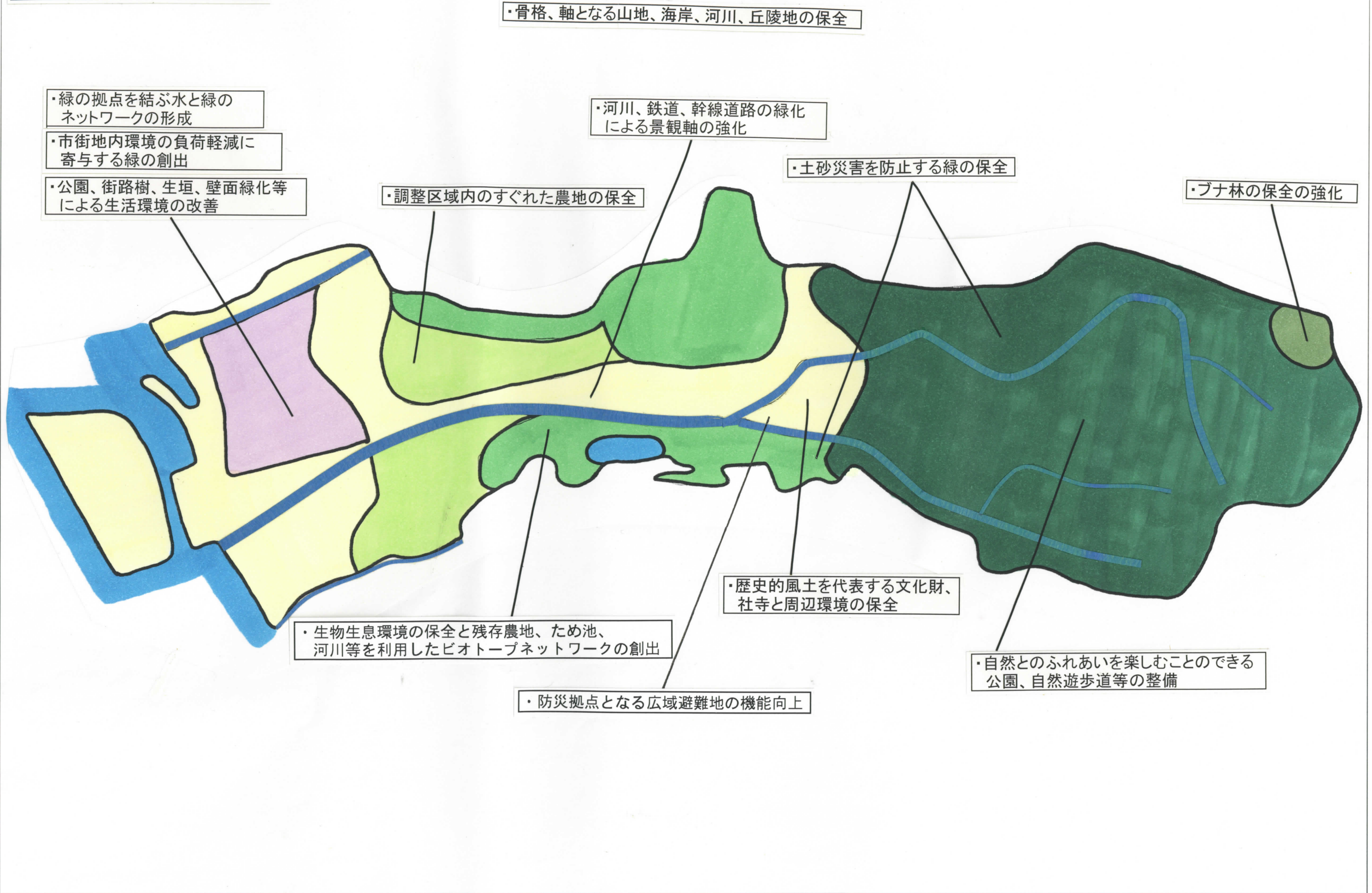
また、海浜部は府下全域から海水浴客が訪れる地であり、その海浜は府下では数少ない自然とふれあえる海辺となっている。

このため、主軸となる近木川、海岸線の水と緑の保全を図ると共に、ネットワークとしての活用を検討し、保全と活用の調和を図っていくことも課題となる。

また、支軸となる津田川、見出川についても、保全と活用の調和を図る必要がある。

なお、軸となる河川については、生物の生息空間及び水害等からの安全性にも十分に配慮して整備を検討することも重要である。

緑の課題図



・骨格、軸となる山地、海岸、河川、丘陵地の保全

・緑の拠点を結ぶ水と緑のネットワークの形成

・市街地内環境の負荷軽減に寄与する緑の創出

・公園、街路樹、生垣、壁面緑化等による生活環境の改善

・河川、鉄道、幹線道路の緑化による景観軸の強化

・土砂災害を防止する緑の保全

・調整区域内のすぐれた農地の保全

・ブナ林の保全の強化

・生物生息環境の保全と残存農地、ため池、河川等を利用したビオトープネットワークの創出

・歴史的風土を代表する文化財、社寺と周辺環境の保全

・自然とのふれあいを楽しむことのできる公園、自然遊歩道等の整備

・防災拠点となる広域避難地の機能向上

図 3-4-1 緑の課題図

4. 計画の基本方針

4-1 計画の基本理念

緑は、都市の環境とそこで営まれる人々の生活に深い関わりをもっている。

緑とオープンスペースが存在することで、自然の生態系が守られ、都市の安全性が高まり、人々は美しさや安らぎを感じるなかで活力ある生活を営むことができる。

また、大都市近郊にありながら、優れた自然環境の中で独自の文化と産業を育み、発展してきた貝塚市にあっては、これらの風土を緑と共に保全、創造していくことで市民の生活に潤いと豊かさを与えることができ、来訪者にも独自性ある都市イメージを印象づけることとなる。

緑の基本計画は、多様な効用をもつ緑とオープンスペースを都市の中で調和する形で保全、創造し、市民が生活の豊かさを実感することができる、独自性ある質の高い緑のまちづくりを推進する計画である。

このためには、市民の共有財産である自然環境と伝統的な遺産を保全し、次世代へ継承していくとともに、これらの資源を新たな都市づくりの中で融合、調和させながら、自然・歴史文化・都市機能が共生する緑豊かな都市環境を市民と共に創造し、育んでいくことが重要である。

以上の考えをもとに、ここでは貝塚市第3次総合計画で掲げられた将来都市像「であい ふれあい ひろがるまち・かいづか～活力あふれる住みよい交流都市」及び貝塚市都市計画に関する基本方針と整合性を図り、

海と山の自然が ひとつ ふれあうまち かいづか

を計画のテーマとする。

4-2 計画の基本方針

これまで述べてきた貝塚市の緑に対する現況調査、解析・評価の結果や上位計画での都市づくりの方向性などから、計画の基本方針を設定していく。

●貝塚市の緑の課題

- ・新しい都市づくりが進む中で、多様な生態系を維持する緑の体系的な保全。
- ・地域を特徴づける歴史、文化資源と一体となった緑の保全と創出。
- ・市街地内の環境負荷軽減に寄与する緑の体系的な保全と創出。
- ・潤いある市街地景観を創出する緑の育成、整備。
- ・身近なレクリエーション空間となる緑の創出。

●貝塚市の緑の特性

- ・山(葛城山)と海(二色の浜)という広域的拠点となる緑。
- ・市街地部を取り囲む丘陵の緑と中央部を縦断する近木川の緑。
- ・市街地内に残る農地、ため池の緑。
- ・貝塚市の歴史、文化を伝える緑。

●貝塚市の将来目標

- 「であい ふれあい ひろがるまち・かいづか
～活力あふれる住みよい交流都市の創造」
- ・美しく暮らしよい環境充実都市
 - ・心豊かに支え合う健康福祉都市
 - ・人を育て文化を発信する生活文化都市
 - ・活力ある開かれた産業創造都市
 - ・貝塚らしく個性的で豊かさあふれる都市
- 貝塚市第3次総合計画 まちづくりの理念
都市像
- 平成7年度貝塚市都市計画に関する基本方針
まちづくりの方向性

●貝塚市緑の基本計画 基本方針

海と山の自然が ひとと ふれあうまち かいづか

- ①貝塚らしい緑の保全・創出
海(二色の浜)と山(葛城山)
- ②都市の安全性と快適性を高める緑の保全・創出
災害の防止、環境負荷の低減、自然との共生(近木川、ため池、農地、里山)
- ③地域の特色を生かす緑の保全と創出
歴史資源、農地景観
- ④都市の活力を高める緑の整備
レクリエーション 身近な公園整備 ネットワークの形成
- ⑤市民との連携の強化
都市緑化施策

①貝塚らしい緑の保全・創出

葛城山の山の緑と、二色の浜の海の緑は、市外からの来訪者に対しても貝塚を印象づける特色ある資源である。

計画では、これらの貝塚市を特徴づける緑の保全と創出を図る。

②都市の安全性と快適性を高める緑の保全・創出

関西国際空港の開港を契機として、産業基盤の新設・移転、広域交通網の整備、住宅地整備の推進などが計画されている。一方、現在の貝塚市においては、近木川、丘陵地の斜面林、農地、ため池などの多面的かつ連続性ある緑が存在することによって、都市の安全性、環境負荷の低減、自然との共生が維持されている。

計画では、新たな土地利用と調和し、かつ都市の安全性と快適性を高める質の高い緑の保全と創出を図る。

③地域の特色を生かす緑の保全・創出

本市は、寺内町、水間寺などの歴史資源や、地形条件を生かした農地と一体となった里山集落などの伝統ある地域と、二色の浜の住宅地やコスモシアターといった新たな都市文化を体現した地域を併せ持っている。

計画では、多様性ある地域づくりにつながる緑の保全と創出を図る。

④都市の活力を高める緑の整備

本市においても少子化、高齢化社会への進展が予想される。また、人々の価値観が質的な満足を求める成熟化した社会の中で、市民のレクリエーションに対するニーズは多様化の傾向がみられる。様々な年齢層の人々が、自由な時間をそれぞれの暮らす地域において、充実させることのできる仕掛け作りは、都市の活性化、定住化を促進させる意味でも重要なものとなっている。

計画では、人々の交流を促進させ、都市の活力を高める緑の整備を図る。

⑤市民との連携の強化

緑豊かな都市環境は、人々の緑への様々な働きかけの積み重ねとして成されるものであり、これを実現するためには行政がその先導的役割を果たすとともに、積極的な市民参加を求め、市民と行政が連携して行っていくことが必要である。

計画では、市民と行政が連携して緑の保全と創出に関わる施策の充実を図る。

緑の将来像図

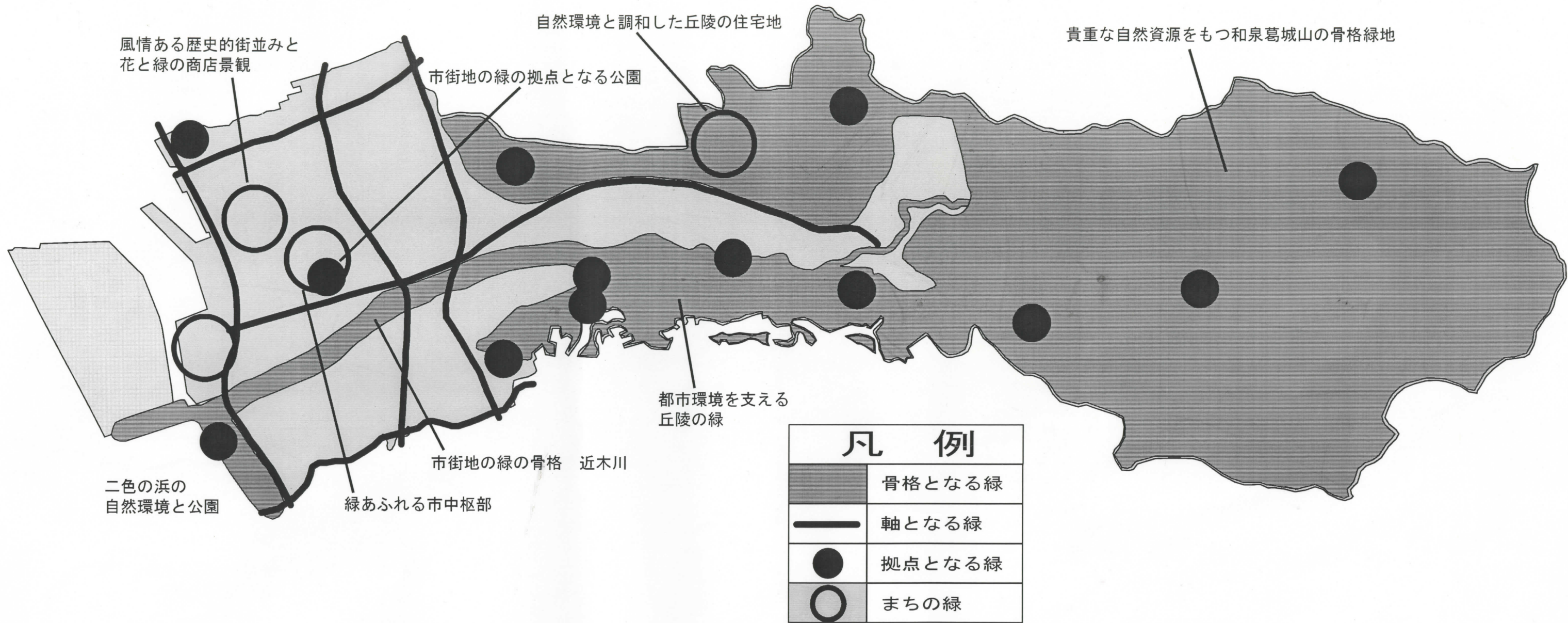
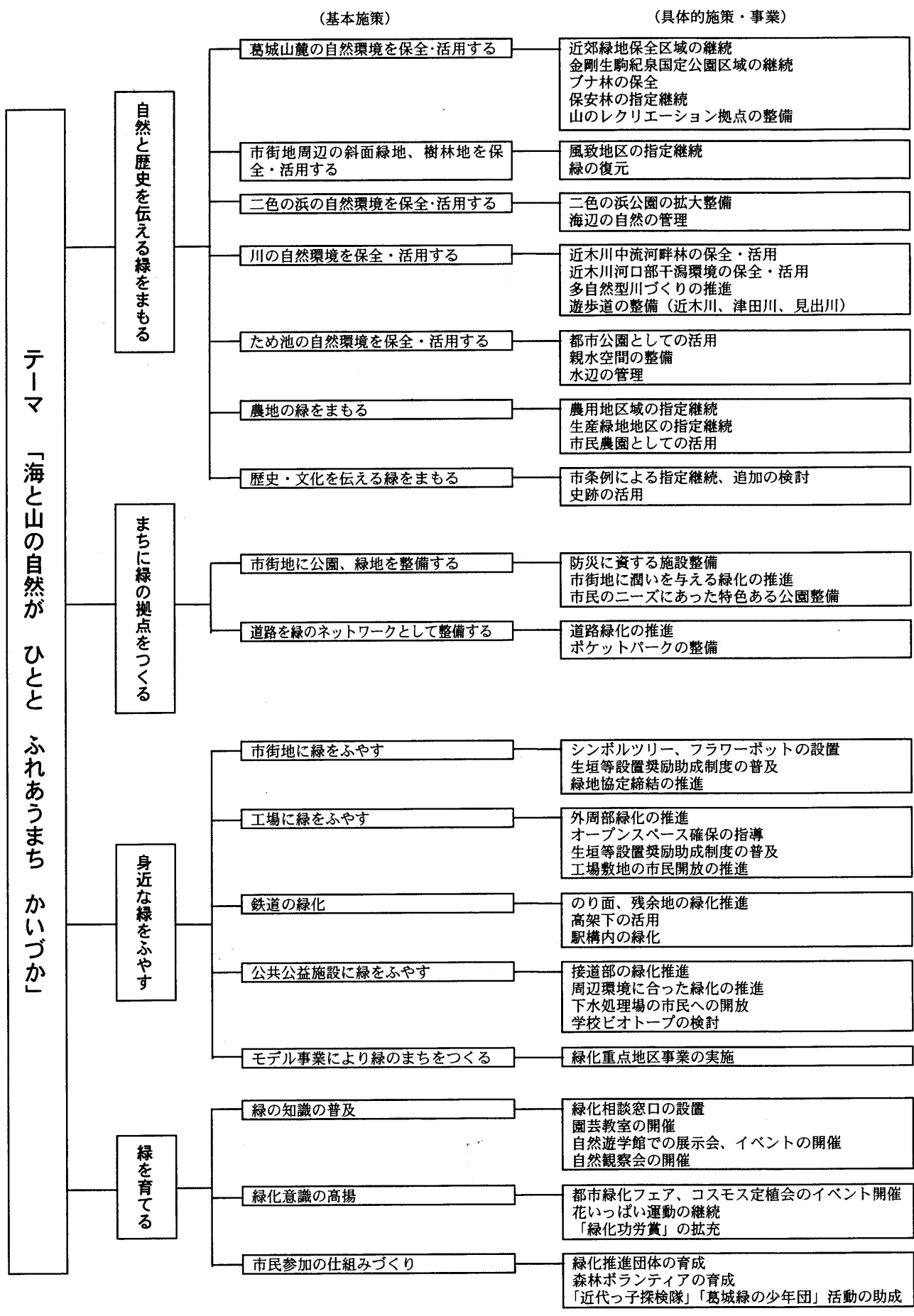


図 4-2-1 緑の将来像図

4-3 施策の体系



4-4 計画のフレーム設定

(1) 計画対象地域

都市計画区域名称	計画対象市町村名
貝塚都市計画区域の全域	貝塚市の全域 (4,398ha)

(2) 都市計画区域内人口の見通し

年次	平成9年	中間年次(平成17年)	目標年次(平成37年)
人口	84 千人	96 千人	128 千人

(3) 市街化区域の規模

年次	平成9年	中間年次(平成17年)	目標年次(平成37年)
市街化区域人口	78.5 千人	89.7 千人	115.5 千人
市街化区域規模	1,585 ha	1,663 ha	1,663 ha
人口密度	49.5 人/ha	53.9 人/ha	67.5 人/ha

(4) 地区の構成

地区区分を以下のように設定する。

地区番号	主な町名等	平成7年人口	目標年次(平成37年)
1	二色、港等	4.4 千人	9.3 千人
2	津田、北町、中町、脇浜等	10.4	19.9
3	沢、浦田、窪田等	8.1	9.0
4	堀 1,2 丁目、小瀬、畠中等	10.0	11.2
5	久保、半田等	11.1	24.8
6	石才、王子、地藏堂等	7.1	7.9
7	麻生中、清児、橋本等	11.0	16.6
8	名越、千石荘等	3.6	4.0
9	森	3.4	6.6
10	三ッ松	8.4	9.4
11	馬場、水間、三ヶ山	4.1	6.5
12	木積、蕎原等	2.4	2.7

(注) 地区設定にあたっては、「貝塚市緑のマスタープラン 平成5年度」で実施している住区区分を基礎とし、地区あたりの人口が5,000～10,000人前後となるよう、都市構造を勘案して設定した。

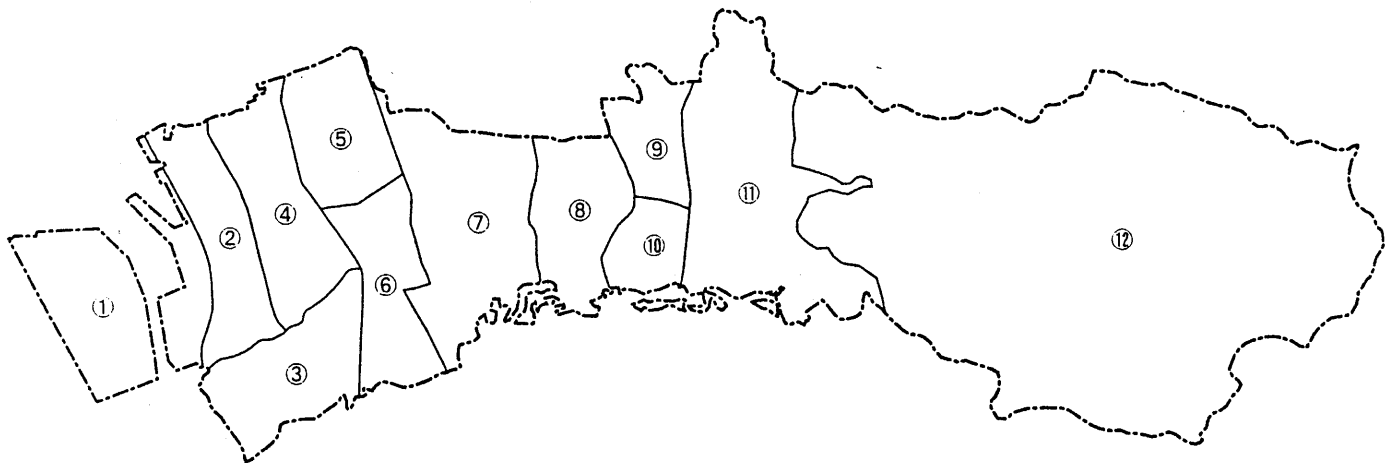


図 4-4-1 地区区分図

4-5 計画の目標水準の設定

(1) 緑地の確保目標水準

緑の基本計画では、将来市街地に対する目標（A）と都市計画区域に対する目標（B）、都市構造、地形を考慮した将来市街地に対する目標（C）の3種類を設定する。

$$A = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}}$$

$$B = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

$$C = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}$$

これらの指標に対応する貝塚市の現状（平成9年）を以下に整理する。

$$A = \frac{\text{市街地内の緑地面積}}{\text{市街地面積}} = \frac{213 \text{ ha}}{1,585 \text{ ha}} = 13.4 \%$$

$$B = \frac{\text{緑地面積}}{\text{都市計画区域面積}} = \frac{2,500 \text{ ha}}{4,398 \text{ ha}} = 56.8 \%$$

$$C = \frac{\text{市街地内の緑地面積} + \text{市街地に接した周辺地域の緑地面積}}{\text{市街地面積} + \text{市街地に接した周辺地域の緑地面積}}$$

$$= \frac{213 \text{ ha} + 350 \text{ ha}}{1,585 \text{ ha} + 350 \text{ ha}} = 29.1 \%$$

都市の中に確保すべき緑の量としては、諸外国の事例、生態学からの提案、住民の満足度などから総合してみると、最低でも30%以上の緑が必要とされている。また、建設省では「緑の施策大綱（H6.7）」において、「21世紀初頭までに、市街地において緑地を3割以上確保する」という目標を掲げており、大阪府も広域緑地計画の中で、「2025年（平成37年）までに、緑地の大阪府域面積に対する割合を約4割以上確保する」こととしている。

これらの点を勘案して、本市では以下のように緑地の確保目標水準を設定する。

表 4-5-1 緑地の確保目標水準

平成37年における緑地の確保目標			
(A) 将来市街地面積に対する割合	概ね	278 ha	16 %
(B) 都市計画区域面積に対する割合	概ね	2,585 ha	59 %
(C) 将来市街地化区域隣接地域の緑地を加えた目標水準	概ね	625 ha	32 %

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

国の都市公園等の整備目標としては、21世紀初頭までに1人あたり20.0㎡の整備を目指すこととしている（都市計画中央審議会答申：平成7年7月）。また、大阪府では広域緑地計画の中で都市公園等の施設緑地の整備目標を13.0㎡としている。

これらの点を勘案して、本市では以下のように緑地の確保目標水準を設定する。

表 4-5-2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成9年	中間年次(平成17年)	目標年次(平成37年)
目標水準	9.3 ㎡/人	11.6 ㎡/人	16.3 ㎡/人

(3) 都市緑化の総括的な目標

緑化の目標を以下のように設定する。

表 4-5-3 緑化の目標

	対象	目標
公共 公益 施設	道路	・緑化延長を20km（現況9.9km）を増やす ・楽しく歩ける歩行空間づくりをすすめる
	河川	・親水空間の整備をすすめる ・緑道の整備をすすめる
	供給処理施設	・緑被率を30%（現況24.0%）を増やす
	公営住宅	・緑被率を30%（現況10.3%）を増やす
	官公庁施設、教育文化施設、社会福祉・医療施設等	・緑被率を20%（現況14.4%）を増やす
民 有 地	住宅地	・生垣等による接道部の緑化をすすめる
	事業所、事務所等	・オープンスペースの確保、壁面緑化等による接道部の緑化をすすめる
	工業地	・工場外周部の緑化をすすめる
	密集市街地	・シンボルツリー、フラワーポット等による花と緑の商店景観づくりをすすめる ・壁面緑化等により接道部の緑化をすすめる

※緑被率：高木・低木などの植栽による緑で覆われた部分の、敷地面積に対する割合

5. 緑地の配置方針

計画の基本方針、緑の将来像を踏まえ、環境保全、レクリエーション、防災、景観の4系統別に、緑地の配置方針及び都市緑化に関する方針を設定する。

また、4系統別の配置方針を総合的に捉え、今後の都市の発展動向や緑地の配置バランス等を踏まえ、総合的な緑地の配置及び都市緑化に関する方針を設定する。

5-1 4系統の緑地の配置方針

(1) 環境保全系統緑地の配置方針

①骨格を成す緑地の保全

- ・葛城山麓の自然環境を保全する。
- ・海岸寺山、水間、千石荘の丘陵、斜面緑地を保全する。
- ・近木川、津田川、見出川の自然環境を保全する。
- ・二色の浜周辺海岸部の自然環境を保全する。

②貴重な自然資源を有する緑地の保全

- ・葛城山頂ブナ林を保全する。
- ・葛城山麓の自然環境を保全する。

③自然共生型・低負荷型の都市環境を支える緑の保全・創出

- ・水間、海岸寺山風致地区内の丘陵緑地を保全、活用する。
- ・面的広がりをもつ農地（清見、三ツ松、木積、橋本）を保全する。
- ・近木川の自然環境を沿川緑地と一体的に保全、活用を図っていく。
- ・市街地内の樹林地（南近義神社等）、生産緑地、ため池の保全、活用を図る。
- ・二色の浜周辺の緑地、海浜緑道を維持する。
- ・市街地内に拠点となる緑を創出するため、公園整備を行う。
- ・市街地内の緑のネットワーク化を図るため、津田川、見出川沿川の緑化、道路の緑化を推進する。

④歴史的・文化的風土を継承する緑の保全

- ・歴史的、文化的資源と一体となった緑地（南近義神社、水間寺等）の保全、活用を図る。

(2) レクリエーション系統緑地の配置方針

① 貝塚らしいレクリエーション活動拠点の整備・充実

● 海のレクリエーション拠点の整備・充実

- ・二色の浜公園の拡大整備及び充実を図る。

● 山のレクリエーション拠点の整備・充実

- ・葛城山麓の緑を保全する。
- ・山の神キャンプ場、大阪府立少年自然の家の整備・充実を図る。
- ・ダム計画跡地（馬場、梶谷）を利用した農林公園の整備を行う。

● 歴史とふれあう拠点となる寺内町の緑化

- ・歴史文化資源に恵まれた寺内町を緑化し、歴史とふれあう拠点として整備する。

② 身近なレクリエーション活動の場の整備・充実

● 歩いていける身近な公園の整備

- ・住区基幹公園の不足地区への公園整備を推進する。

● 身近なスポーツレクリエーション活動の場の整備・充実

- ・公共のスポーツ施設などの計画的な緑化を図る。

● 身近な自然とのふれあいの場の整備

- ・市民農園の整備・充実を図る。
- ・近木川に親水空間の整備を行う。
- ・既存のため池を取り込んだ公園整備を図る。

③ 楽しく歩ける道の整備

● 身近なレクリエーション活動の場とのネットワーク化

- ・市街地内の公園等のオープンスペースを結ぶ道路の緑化、歩行空間の整備を行う。
- ・近木川、津田川、見出川に遊歩道を整備する。

● 歴史文化資源のネットワーク化

- ・歴史の散歩道の緑化推進と歩行空間の整備を行う。

(3) 防災系統緑地の配置方針

①自然災害の防止につながる緑の保全

- ・災害危険指定地区の斜面緑地を保全する。
- ・河川、ため池を保全する。

②市街地を分断し、火災による延焼を遮断する緑の保全・創出

- ・河川（近木川、津田川、見出川）、ため池、農地を保全する。
- ・広幅員（15 m以上）道路に街路樹を整備し、維持を図る。
- ・面的広がり（0.15ha以上）をもつ公園、緑地を整備、維持していく。

③災害時の避難場所となる緑地、オープンスペースの確保

●広域的な避難地となる緑地の整備

- ・水間公園を拡大し、広域的な避難拠点となるよう施設等を整備する。

●一時避難地となるオープンスペース

- ・避難場所が不足している地区に公園を整備する。
- ・市街地内の緑地、オープンスペースを維持していく。

④公害の発生源の影響を緩衝する緑地の整備

- ・工場敷地外周部の緑化を推進する。
- ・幹線道路沿道に緩衝緑地帯、街路樹を整備する。

(4) 景観系統緑地の配置方針

①市街地の背景を成す自然景観の保全

- ・市街地のほぼ全域から見渡すことができる和泉葛城山麓の山地景観を保全する。
- ・市街地を取り囲む水間、海岸寺山風致地区の丘陵の緑地景観を保全する。

②潤いある海岸線の保全・整備

- ・二色の浜海岸を保全する。
- ・埋め立て人工海岸部の緑化、緑道の整備を行う。

③緑の景観軸の保全・整備

- ・市街地景観の主軸を成す近木川においては、水辺環境、河畔林を保全し、併せて沿川の緑化を推進する。
- ・津田川、見出川、幹線道路の緑化を進め、市街地の緑の軸として整備・活用する。

④個性ある地域景観の保全・創出

●歴史的風土と結びついた緑の景観資源を保全

- ・寺内町をはじめとした歴史的風土と結びついた緑の景観資源を保全する。

●里山・農地景観の保全

- ・馬場、木積の山林、農地、集落地が一体となった里山景観の保全を図る。
- ・面的広がりをもつ田園景観（麻生中、清児、橋本）や三ヶ山の果樹園といった農地景観を保全する。

●新しい街並み景観の整備

- ・二色地区住宅地の緑の質の向上を図る。
- ・東山丘陵部に自然環境と調和した住宅地整備を行う。
- ・市役所周辺での中枢部にふさわしい景観整備を行う。
- ・市の玄関口となる貝塚駅周辺の景観整備を行う。

⑤既成市街地部での潤いある街並み景観の創出

- ・接道部の緑化を推進し、緑視効果の向上を図る。
- ・公園、街路樹、ポケットパーク等の緑地を整備する。

5-2 総合的な緑地の配置計画

総合的な緑地の配置及び都市緑化に関する方針は、将来の市街化動向を踏まえた公園等の拠点となる緑の配置と、近木川を中心とした河川、道路等の緑化によりこれらを連結する緑の軸を形成することで、山地丘陵部と海の自然環境が市街地の緑によってネットワークされるよう努めるものとする。

(1) 骨格となる緑の配置

- ・葛城山の自然環境を保全するとともに、山の自然とふれあう拠点として(仮称)農林公園を整備する。
- ・二色の浜から近木川河口部に至る自然環境を保全するとともに、海のレクリエーション拠点として二色の浜公園を拡大整備する。
- ・海岸寺山風致地区内の斜面緑地を保全するとともに、周辺農地(清児、麻生中)の保全、ため池を活かした風致公園整備、周辺環境と調和した住宅地整備(東山地区計画)、三ヶ山の果樹園保全により、都市環境の負荷を逡減する丘陵骨格緑地を確保する。
- ・水間風致地区内の斜面緑地、ため池を保全するとともに、自然環境と調和した都市公園としての活用をしていくことで、都市環境の負荷を逡減する丘陵骨格緑地を確保する。

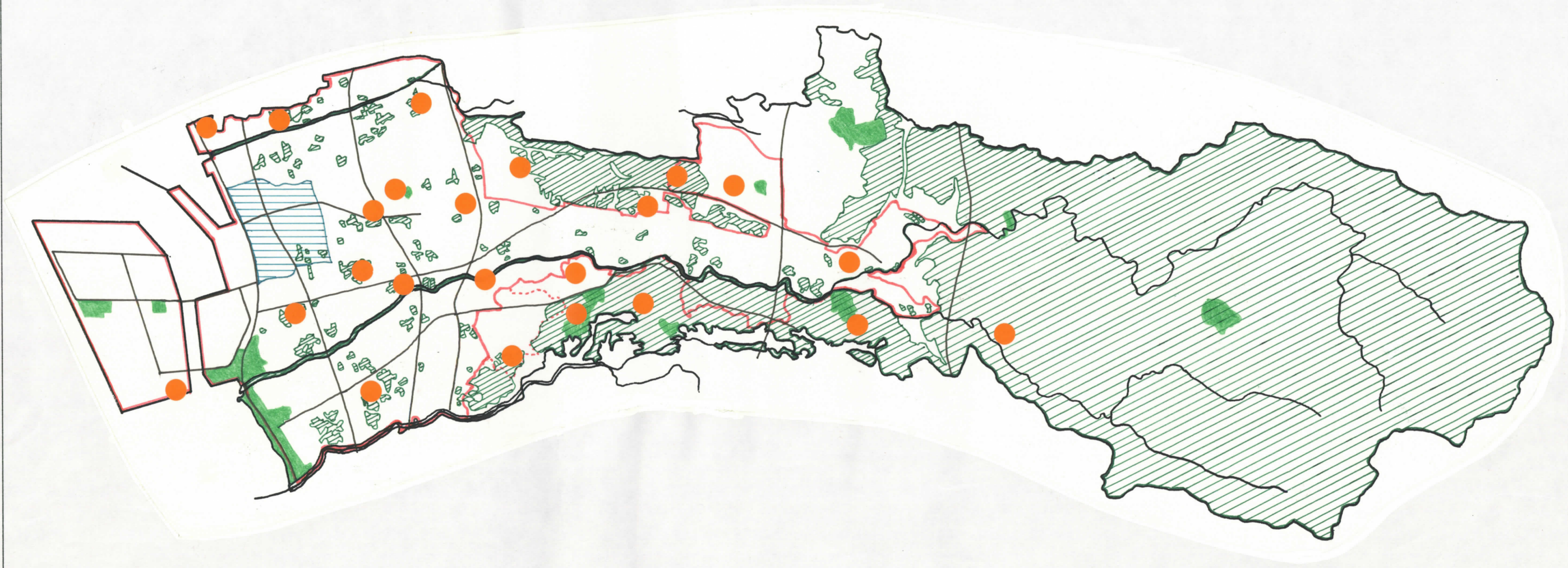
(2) 軸となる緑の配置




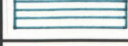



- ・市街地を縦断する近木川の自然環境を保全するとともに、遊歩道、親水空間の整備、周辺環境と調和した緑化を推進することで、市街地の環境、景観の骨格軸とする。
- ・津田川、見出川を多自然型川づくりにより自然環境の回復を図るとともに遊歩道整備、周辺環境と調和した緑化を推進することで、緑の軸として整備する。
- ・市街地内の幹線道路への街路樹、ポケットパーク整備を進め、沿道の公共施設、農地、民有地の緑化と合わせて緑の軸を形成していく。

(3) 拠点となる緑の配置

- ・畠中、王子、港に地区公園を配置する。
- ・都市づくりの方向性と整合させた市街地内の農地、ため池の保全、活用を図る。
- ・近隣、街区公園を身近なオープンスペースとして、適正に配置する。
- ・市役所周辺、南海貝塚駅前周辺、寺内町周辺において、地区の特色に合わせた緑化を推進する。

緑地等の配置計画図



凡 例		
	現況	施設緑地
	計画	
	現況	地域制緑地
	計画	緑化重点地区
	現況市街化区域	
	将来市街化区域	
	都市計画区域	

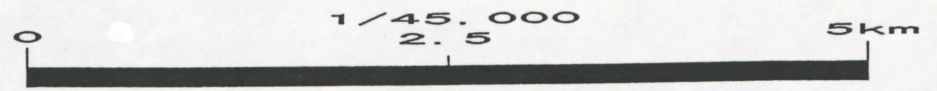


図 5-2-1 緑地等の配置計画図

6. 緑地の保全及び緑化の推進のための方針

6-1 施設緑地の整備目標及び整備方針

(1) 都市公園

①整備方針

1) 街区公園

- ・誘致圏域 250m を標準として市街化区域内に配置する。
- ・敷地面積は 0.25ha を標準として確保することを目指す。
- ・新たに配置する公園については生産緑地地区、農地、空地の活用を図るほか、既設児童遊園を拡大して街区公園として位置づける。
- ・地区計画区域（東山）では、開発計画に基づく配置を行う。

2) 近隣公園

- ・近隣公園は、公園用地の確保が見込まれる市街地を中心に配置する。
- ・配置にあたっては、生産緑地地区、ため池の活用を図り、敷地面積 1ha 以上を確保することを目指す。
- ・用地等の関連から近隣公園の配置が難しい地区については、地区公園、都市基幹公園等で対応するほか、隣接する調整区域内に配置する。

3) 地区公園

- ・市中心部、島中に既成市街部をカバーする地区公園を配置する。
- ・阪本池、フクイ池付近に王子、地藏堂地区をカバーする地区公園を都市計画道路建設に併せて整備する。
- ・港地区に（仮称）港湾緑地公園を地区公園として整備する。

4) 総合公園

- ・水間公園（地区公園）を総合公園として位置づける。
既存の丘陵地形、自然植生を生かしながら、スポーツレクリエーションの場、広域的な防災拠点に必要な設備を整備していく。
- ・大阪市貝塚ピクニックセンター付近を総合公園として位置づける。
市街地内に十分確保できないレクリエーション空間を補い、市民が週末などに丘の緑やため池の自然を楽しみながら、芝生や広場などでゆったりとキャンプ、ピクニックなどの活動ができる場とする。

5) 風致公園

- ・海岸寺山風致地区に隣接する大池周辺（麻生中）、水間風致地区に隣接する河池周辺（橋本）を風致公園として位置づける。
- ・大池周辺は市街地と田園地帯、海岸寺山風致地区の樹林地のそれぞれに接する位置にあり、風致公園としてため池を含む自然環境を保全することで、市街化をくい止め、市民が身近に自然と親しむことのできる空間を将来に

渡って確保する。

- ・河池付近は近木川に近接し、水間風致地区、府営橋本住宅に隣接する位置にあり、風致公園として自然環境を保全することで、近木川の河畔林、ため池、府営住宅の施設緑地を連続的に配置し、市街地と水間風致地区をつなぐ緑の拠点とする。

6) 歴史公園

- ・千石堀城址周辺を市民が歴史風土とふれあい、憩う場として活用するため、歴史公園として位置づけし、市街地からのアクセス道路を確保し、現在の風致を保全することを第一として必要な施設を整備する。

7) 都市林

- ・市街地内の貴重な樹林地であり、生物の生息空間となっている福永橋付近の近木川河畔林、水間病院の裏山を都市林として整備する。整備は散策路、休憩用ベンチ等の設置などにとどめ、市民が身近に自然とふれあうことのできる空間づくりを行う。

8) 広域公園

- ・二色の浜公園を二色の浜環境整備事業（大阪府）により人工島側に芝生園地と人工海浜を整備し、マリンスポーツ、屋外バーベキューなどを楽しむことのできる空間整備の充実を図る。

9) 緑道

- ・近木川、津田川、見出川に緑道を整備し、市街地の緑の景観、レクリエーションの軸を形成する。

②地区別整備計画(街区公園、近隣公園)

最も身近な公園となる街区公園及び近隣公園については、特に適切な配置バランスを図る必要があるため、地区単位で整備計画を行う。

各地区とも、整備目標量を街区公園と近隣公園を合わせて、1人あたり3.0㎡として整備を図っていく。

地区	主な町名等	街区、近隣公園の整備目標 (㎡/人)		
		項目	平成9年	目標年次 平成37年
1	二色、港等	整備量	5.90	3.19
		人口(千人)	4.4	9.3
2	津田、北町、中町、脇浜等	整備量	0.27	3.01
		人口(千人)	10.4	19.9
3	沢、浦田、窪田等	整備量	0.15	5.49
		人口(千人)	8.1	9.0
4	堀1,2丁目、小瀬、畠中等	整備量	—	7.42
		人口(千人)	10.0	11.2
5	久保、半田等	整備量	0.67	3.00
		人口(千人)	11.1	24.8
6	石才、王子、地藏堂等	整備量	0.42	6.14
		人口(千人)	7.1	7.9
7	麻生中、清児、橋本等	整備量	0.57	1.53
		人口(千人)	11.0	16.6
8	名越、千石荘等	整備量	—	9.18
		人口(千人)	3.6	4.0
9	森	整備量	—	2.61
		人口(千人)	3.4	6.6
10	三ッ松	整備量	0.99	1.15
		人口(千人)	8.4	9.4
11	馬場、水間、三ヶ山	整備量	—	0.77
		人口(千人)	4.1	6.5
12	木積、蕎原等	整備量	—	—
		人口(千人)	2.4	2.7
	(合計)	整備量	0.66	3.44
		人口(千人)	84.0	128.0

注) 目標年次の人口値は推計によるものである。

表 6-1-1 都市公園の整備方針

種類	種別	配置計画	整備目標		
			平成 9 年	平成 17 年	平成 37 年
住区基幹公園	街区公園	住区単位に誘致距離 250m、1 m ² /人を標準として市街化区域内に配置する。約 13ha の整備を図る。	m ² /人 0.28	m ² /人 0.56	m ² /人 1.05
	近隣公園	誘致距離 500m を標準として、他の公園配置を考慮に入れながら、市街地を中心に配置する。約 31ha の整備を図る。	0.38	0.80	2.41
	地区公園	都市基幹公園、広域公園等の配置を考慮に入れながら、3 箇所、約 12ha の整備を図る。	0.64	0.98	0.95
都市基幹公園	総合公園	水間公園を拡大し、総合公園として位置づける。現在の大阪市貝塚ピクニックセンター付近を総合公園として位置づける。	—	—	2.37
	運動公園	計画なし。	—	—	—
特殊公園	特殊公園	風致公園 2 箇所、歴史公園 1 箇所を新たに配置する。	0.46	0.44	2.37
その他の都市公園		市街地内の樹林地を都市林として整備するとともに、近木川、津田川、見出川に遊歩道を配置し、緑道として整備する。また二色の浜公園を整備する。	3.13	4.55	3.86
その他の公園緑地		身近なレクリエーション空間として児童遊園、市民農園等を保全、整備する。また、貝塚ダム計画跡地に農林公園を整備する。	4.36	4.30	3.29
都市公園等合計			9.25	11.63	16.30

(注)・遊歩道、緑道は、面積カウントを行わない。

(2) 公共施設緑地

公共施設緑地は、既設のもの及び既に整備計画があるものを位置づけていく。

①配置方針

- ・貝塚ダム計画跡地に「(仮称)農林公園」を整備する。
- ・開発団地等建設の際には、「児童遊園」の設置を指導する。

②概ね4ha以上の公共施設緑地

概ね4 ha以上の公共施設緑地について以下に整理する。

表 6-1-3 概ね 4ha 以上となる公共施設緑地

種 別	名 称
下水道	南大阪湾岸流域 下水道中部処理場
墓 地	公園墓地 (墓地部分)
広場等	農林公園 (仮称)

(3) 民間施設緑地

民間施設緑地は、古くから市民に親しまれている神社、寺、市民農園、公開制の高い民営のレクリエーション施設を位置づける。

6-2 地域制緑地の指定目標及び指定計画

(1) 法律によるもの

① 指定目標量

目標年次(平成37年)における指定目標量を都市計画区域内で2,443ha、市街化区域内で168haとする。

② 指定方針

- ・近郊緑地保全区域(1,762ha)の継続を図る。
- ・風致地区は、現状の海岸寺山、水間の2地区(316ha)の指定を継続する。
- ・生産緑地地区は、一部を都市公園用地として活用する。未指定の市街地農地については、将来の都市づくりの方向性、所有者の意向を勘案しながら計画的に追加指定を行っていく。
- ・現状で、その他の法により指定されている地域の中で、金剛生駒紀泉国定公園(550ha)河川区域(33ha)、保安林区域(399ha)、農用地区域(123ha)、地域森林計画対象民有林(1,719ha)、文化財(史跡・天然記念物等)指定を受けている緑地(6ha)の指定を継続する。

(2) 条例等によるもの

① 指定目標量

目標年次(平成37年)における指定目標量を都市計画区域内で1.37ha、市街化区域内で1.34haとする。

② 指定方針

現状で、市条例により指定されている有形文化財を所有する施設、史跡、天然記念物について、継続して指定を行う。

その他、歴史的、文化的に緑化推進上価値が高いと認められる樹林、樹木について新たな条例を制定し、指定していくことを検討する。

6-3 都市緑化の目標及び推進方針

(1) 公共施設の緑化目標及び推進方針

①緑化目標

公共施設は、市民が日常的に目にすることの多い施設であることから、質的にも量的にも、都市緑化のモデルとなるような整備を行っていく必要がある。

目標としては、大阪府の施設緑化基準を参考に現況、今後の事業計画等を勘案して以下のように設定する。

表 6-3-1 公共施設の緑化目標

施設種別	平成9年	目標年次 (平成37年)
	緑被率(%)	緑被率(%)
都市公園	35.2	40.0
その他の公園	22.4	30.0
道路 *緑化延長(km)	* 9.9	* 20.0
供給処理施設	24.0	30.0
教育文化施設	15.3	20.0
社会福祉・医療施設	13.3	20.0
公営住宅	10.3	30.0
官公庁施設	8.8	20.0

②推進方針

1) 都市公園及びその他の公園

- ・公園の持つ明るさ、親しみやすさを演出する。
- ・規模、地域の特性など各公園に合った緑化を図る。
- ・市街地では潤いある街路景観に寄与するよう、沿道部に、広がりある樹形をもち、緑の量感を備えた緑視効果の高い植栽を施す。
- ・防災面に配慮した施設整備を図る。

2) 道路

- ・市街地部では緑視効果の高い植栽を施し、厚みのある緑の道路景観を形成する。
- ・市街地の幹線道路では、災害時に延焼遮断帯として機能するような空間の確保、植栽配置を行う。
- ・地域の特性に合った緑化を行い、特色ある道路景観を創出する。
- ・市民の交流の場となるポケットパークを整備する。

3) 河川

- ・河川のもつ自然環境を保全、活用するとともに、潤いのある水辺空間を形成するための緑化を推進する。

4) 公共公益施設

- ・市街地における緑の回復と都市景観の向上を図るモデルとして、公共公益施設の緑化をすすめる。

(2) 民有地の緑化推進方針

- 1) 住宅地では、生垣等による接道部の緑化をすすめる。
- 2) 事業所、事務所では、オープンスペースの確保を奨励する。確保が困難な場合は壁面緑化等により沿道部の緑化をすすめる。
- 3) 工業地では、工場外周部の緑化をすすめる。
- 4) 密集市街地では、花と緑の商店景観を形成するため、シンボルツリー、フラワーポット等による緑化をすすめる。あわせて、壁面緑化等により接道部の緑化をすすめる。
- 5) 鉄道敷、農地では、潤いある市街地景観の形成に資する周辺環境にあった緑化をすすめる。
- 6) 山地・里山部の森林については、良好な森林状態を保つよう維持管理の体制づくりをすすめる。

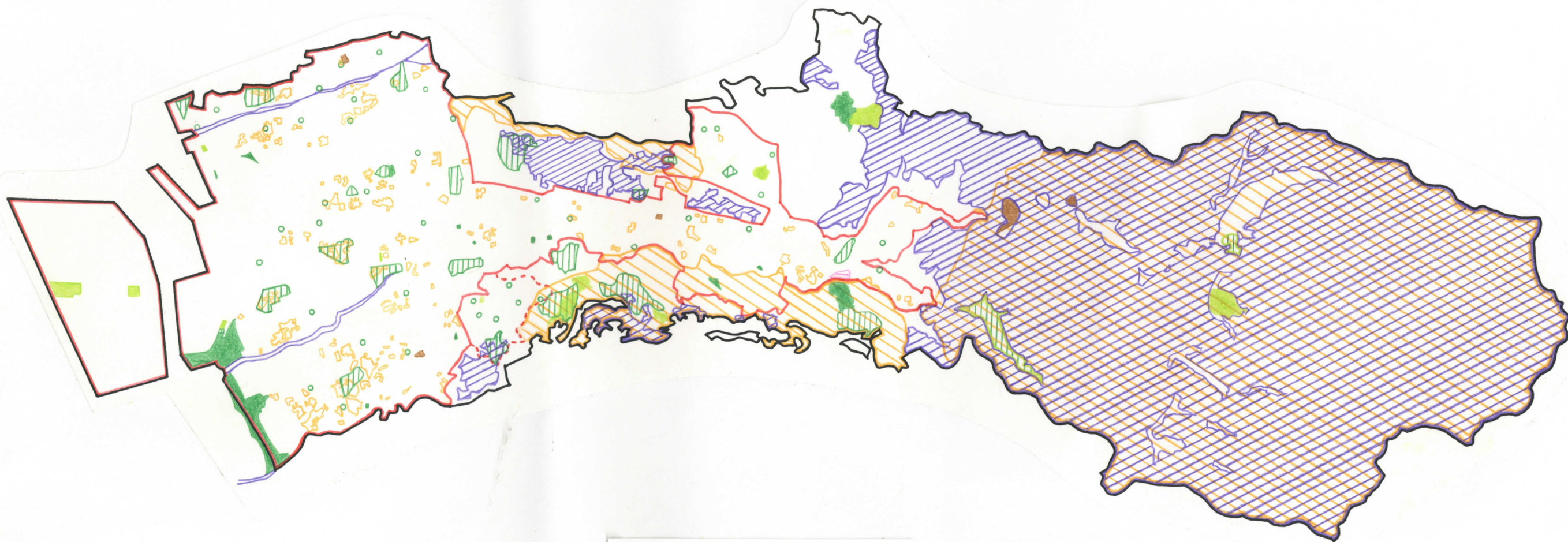
(3) 民間の参加、協力等の促進方針

緑化活動を市民、企業と行政が連携しあって進めることのできる体制づくりを行う。

(4) 普及啓発活動の推進方針

緑に関する知識を広め、緑にふれあう機会を提供することで、日常生活における緑の重要性に対する認識を深める。

実現のための施策方針図



凡例		
現況	計画	
		施設緑地
		地域制緑地
		条例等によるもの
		市街化区域
		都市計画区域

注) 法によるもの：近郊緑地保全区域、風致地区、生産緑地地区
 その他法によるもの：近郊緑地保全区域、生産緑地地区、河川区域、保安林区域、
 地域森林計画対象民有林、国定公園区域
 条例等によるもの：府指定文化財・史跡

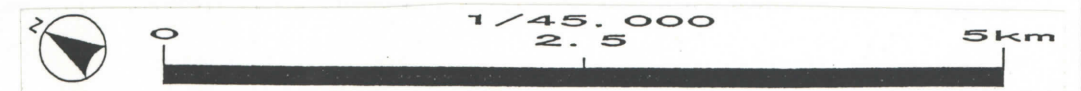


図 6-3-1 実現のための施策方針図